

(案)

第3章 高齢者保健福祉施策の推進

高齢者保健福祉施策の体系

基本理念	めざす将来像	基本目標	施策(太枠の施策は重点施策)	
だれもが人として尊重されともに支え合う地域社会をめざす	心身ともに健やかにいきいきとくらしをもちたい	健康づくりと介護予防・フレイル予防をすすめます	1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸【重点施策Ⅰ】	
		社会参加といきがづくりを支援します	2 いきがいのあるくらしへの支援	
			3 就業等の支援	
	互いに支え合えるまち	支え合いの地域づくりをすすめます	4 地域で支え合うしくみづくりの推進【重点施策Ⅱ】	
			5 介護者への支援	
	生涯支援が必要になってくるまで安心してくらしをもちたい	最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します		6 認知症高齢者への支援体制の充実【重点施策Ⅲ】
				7 高齢者総合相談センターの機能の充実
				8 介護保険サービスの提供と基盤整備
				9 自立生活への支援(介護保険外サービス)
				10 在宅療養支援体制の充実
	安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます		11 高齢者の権利擁護の推進	
			12 安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援	

施策ページの枠組み（案）

施策

●施策概要

概要や目的を記載しています。

①現状とこれまでの取組

- ・施策の取組状況を記載しています。
- ・関連する「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」結果も記載しています。

②課題

- ・取組上の課題を記載しています。

③今後の取組の方向性

- ・取組の方向性を記載しています。

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和8年度末 見込	令和11年度 目標
【新規】事業名 実行計画 担当課名	事業の内容	現状	目標

- ・事業ごとに「目標値」を掲げる予定です。(事業の性質上、数値目標がなじまないものは「－(ハイフン)」で表記する予定です。)
- ・関係団体による事業についても上記と同様とする予定です。
- ・令和9年度からの新規事業には事業名に【新規】、新宿区第三次実行計画(令和6(2024)4年度～令和9(2027)年度)の対象事業には事業名に「実行計画」と入れる予定です。

⑤指標

指標名	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
指標とする項目内容	現状	目標

- ・施策ごとに設定した「指標」を掲げる予定です。

1 施策1 【重点施策I】 施策1 健康づくりと介護予防・フレイル予防 2 の推進による健康寿命の延伸

3 ●施策概要

高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防が必要です。正しい知識の普及啓発や実践に向けた支援を行うとともに、住民主体の活動による健康づくりや介護予防・フレイル予防を推進していきます。また、健康な高齢期を迎えることができるよう、働き盛りの世代から、健康づくりを推進していきます。

4 ①現状とこれまでの取組

5 <高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の普及啓発>

- 6 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査では、介護が必要
7 となった主な原因としては、「骨折・転倒」が14.3%で最も高く、次いで「認知症」11.
8 4%、「脳血管疾患」10.7%、「高齢による衰弱」9.6%となっています。
- 9 ●高齢期の特性として、筋力低下、低栄養や口腔機能の低下（オーラルフレイル）等による心
10 身機能の低下等があり、「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査では、
11 転倒リスクのある高齢者割合が30.6%、低栄養傾向（BMI ≤ 20）は23.3%、口
12 腔機能について「半年前に比べて固いものが食べにくい」「お茶や汁物等でむせることがあ
13 る」「口の渴きが気になる」で「はい」と回答した人はいずれも30%弱でした。
- 14 ●働き盛り世代については生活習慣病予防、高齢期についてはフレイル予防を中心とした「ラ
15 イフステージを通じた健康づくり」に関する様々な事業を行っています。
- 16 ●高齢期の心身や社会生活等の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の意義や
17 重要性を区民に伝えるため、講演会や出前講座を通じて普及啓発を行っています。
- 18 ●精神保健講演会を開催し、うつ病等こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行ってい
19 ます。また、うつ及び若年性認知症予防に関する普及啓発チラシを作成し、特定健診対象者
20 への健診案内に掲載する等、疾病に対する理解とその予防について啓発しています。

21 <住民主体の健康づくりと介護予防・フレイル予防活動への支援>

- 22 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、介護予防について「関心がある」と「ど
23 ちらかといえば関心がある」を合わせた“関心がある”は82.7%となっており、前回調
24 査と比べて2.5ポイント高くなっています。また、地域のつながりの必要性については、
25 一般高齢者の86.5%が必要ありと回答しています。なお、高齢者のうち前期高齢者（6
26 5歳～74歳）の男性では、介護予防について「関心がある」と「どちらかといえば関心
27 がある」を合わせた“関心がある”は75.3%と全体に比べ低くなっており、介護予防・フ
28 レイル予防の意義や重要性をしっかりと伝える必要があります。
- 29 ●地域から役割を期待されていると実感があるほど、健康状態がよい傾向にあります。
- 30 ●身近な地域で住民主体で、介護予防に資する活動に継続して取り組めるよう、区オリジナル
31 筋力トレーニング「しんじゅく100トレ」に取り組むグループの立ち上げと継続を支援し
32 ています。
- 33 ●介護予防・フレイル予防活動に取り組むグループ等への専門職による支援や、住民からの提
34 案事業に対する助成等により、住民主体の活動がより活性化するよう支援しています。

1 <個々の状況に応じた介護予防・フレイル予防に向けた支援>

- 2 ●「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」として、要介護に移行しやすいフレイル
3 のハイリスク者に対して、低栄養の改善など訪問指導等の個別支援を行っています。

4 <介護予防・日常生活支援総合事業の実施>

- 5 ●介護予防・生活支援サービス事業では、要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェッ
6 クリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）に対し、
7 訪問型サービスと通所型サービスを提供しています。高齢者が要介護状態とならず、できる
8 限り自立した生活を維持できるよう、区民にとって適切なサービス利用が広がり、必要な生
9 活支援が過不足なく提供される体制づくりを進めています。

- 10 ●一般介護予防事業では、区オリジナル介護予防体操「新宿いきいき体操」の普及啓発を担う
11 「新宿いきいき体操サポーター」の活動など、住民主体の取組がさらに広がっています。ま
12 た、認知症予防（脳の活性化）、腰痛・膝痛予防、筋力バランストレーニングなどを目的とし
13 た様々な介護予防教室（有料・無料、事前申込み必要・不要の別あり）の開催や介護予防運
14 動指導員等による高齢期の健康づくり・介護予防出前講座などの実施により、一人ひとりの
15 介護予防への意識をより高めています。

16 ②課題

17 <高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の普及啓発>

- 18 ●75歳以上の後期高齢者になると、要介護の原因として不活発な生活に起因するものの割合
19 が増えていきます。そのため、この時期を中心とし、生活機能を低下させないために、高齢
20 期の心身や社会生活等の特性を踏まえ、身体機能の維持及び低栄養の予防、オーラルフレイ
21 ル予防、認知症・うつ予防などに総合的に取り組むことが重要です。

- 22 ●外出機会が少ない独居高齢者や高齢者世帯では、フレイルの進行が懸念されるため、健康づ
23 くりと介護予防・フレイル予防について、より積極的に普及啓発を図る必要があります。

- 24 ●高齢期は、重大なライフイベントや身体機能の低下等により、慢性的なストレスを抱えがち
25 です。ストレスマネジメントの重要性や、疾病に関する知識とその予防について、広く啓発
26 する必要があります。

27 <住民主体の健康づくりと介護予防・フレイル予防活動への支援>

- 28 ●地域の身近な場所に、介護予防・フレイル予防に継続して取り組める実践の場ができるよう、
29 住民主体の通いの場の取組を一層推進していく必要があります。

- 30 ●住民主体の通いの場で、個人差が大きい高齢者の健康状態等を踏まえたアセスメントと適切
31 なアドバイスを行うなど、状態に応じた効果的な支援が必要です。

- 32 ●住民による自主的な介護予防・フレイル予防活動に取り組む団体等が安定的に活動を継続で
33 けるよう引き続き支援していく必要があります。

34 <個々の状況に応じた介護予防・フレイル予防に向けた支援>

- 35 ●高齢者自身が健康状態を定期的に確認し、必要に応じて適切な支援を受けられるようにする
36 必要があります。

- 37 ●低栄養や健康状態不明者（過去2年間、医療機関や健康診査の受診歴がなく、介護認定のな
38 い方）などフレイルのリスクが高い高齢者に対しては、個々の状態に応じ、医療専門職によ

1 る個別的な相談支援を行うなど、要介護への移行を防ぐための支援が必要です。

2 <介護予防・日常生活支援総合事業の実施>

3 ●介護予防・生活支援サービス事業では、多様な生活支援のニーズに対するサービスとして、
4 訪問型サービスにおける「生活援助サービス」、通所型サービスにおける「ミニデイサービ
5 ス」、「通所型住民主体サービス・活動」及び「通所型短期集中サービス」を実施しています。
6 これらは、区の研修を修了した生活援助員が行うサービス、住民主体による支援で行うサー
7 ビス、短期集中的にリハビリを行うサービスなどですが、依然として従前から実施している
8 介護事業者による「訪問介護相当サービス」と「通所介護相当サービス」の利用が多い状況
9 にあります。利用者の心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じて、利用者の選
10 択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う介護予防ケ
11 アマネジメントが今後も必要不可欠です。

12 ●一般介護予防事業では、シニア世代を対象とした区オリジナル3つの体操・トレーニング(新
13 宿いきいき体操・新宿ごっくん体操・しんじゅく100トレ)を地域にさらに普及啓発して
14 いくことが必要です。また、高齢期の健康づくり・介護予防出前講座など介護予防を目的と
15 した様々な取組をPDCAサイクルに沿って推進していく必要があります。

16 ③今後の取組の方向性

17 <高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の普及啓発>

18 ●身体活動の維持や低栄養の予防、オーラルフレイル予防、認知症・うつ予防など、高齢期の
19 特性に応じた健康づくりや介護予防・フレイル予防の意義や重要性について、「運動・栄養・
20 社会参加」をキーワードに、普及啓発していきます。

21 ●普及啓発ツールを活用し、無関心層を含む高齢者等に対して介護予防・フレイル予防の取組
22 を広く周知していきます。また、「新宿いきいき体操サポーター」の育成等を通じて、住民
23 が主体となって、いきいき体操をはじめとする介護予防の取組を地域に広めていけるよう支
24 援していきます。

25 ●引き続き、様々な機会をとらえて、うつ予防等こころの健康に関する普及啓発を実施してい
26 きます。

27 <住民主体の健康づくりと介護予防・フレイル予防活動への支援>

28 ●高齢者が身近な地域で介護予防・フレイル予防活動に継続して取り組むことができるよう、
29 引き続き住民主体の通いの場の立ち上げから継続まで包括的に支援していきます。

30 ●住民主体で行われている様々な活動の場において、健康づくりや介護予防・フレイル予防に
31 資する取組がなされるよう、医療専門職が健康教育や健康相談等を行うなど総合的な支援を
32 行います。

33 ●高齢者の活動の場における介護予防・フレイル予防の取組を切れ目なくサポートするため、
34 住民からの提案事業に対する助成を引き続き実施するとともに、支援を必要とする団体等が
35 活用できるよう普及啓発を強化していきます。

36 <個々の状況に応じた介護予防・フレイル予防に向けた支援>

37 ●高齢者の特性に応じた健康診査を実施します。また、オーラルフレイル予防を重点においた
38 歯科健診を実施します。

- 1 ●健診・医療情報や、地域の通いの場等で実施する高齢者の質問票の結果等により、要介護に
2 移行しやすいハイリスク者を早期に把握し、医療専門職が訪問指導等の個別支援を行います。

3 <介護予防・日常生活支援総合事業の実施>

- 4 ●介護予防・生活支援サービス事業では、多様な生活支援のニーズに対するサービスとして、
5 訪問型サービスにおける「生活援助サービス」、通所型サービスにおける「ミニデイサービ
6 ス」、「通所型住民主体サービス・活動」及び「通所型短期集中サービス」の利用をさらに進
7 めていくために、ケアマネジメントを行うケアマネジャー等への事業周知に努めるとともに、
8 区民にとって適切なサービス利用が広がり、過不足なく必要な生活の支援がなされるしくみ
9 づくりを進めていきます。
- 10 ●一般介護予防事業では、区オリジナル3つの体操・トレーニングを地域に広めていくため、
11 DVDや啓発用クリアファイルなどのツールを活用し、各種イベント等の機会を捉え、広く
12 普及啓発していきます。また、新宿いきいき体操普及交流会等を通じて新宿いきいき体操サ
13 ポーターの活動の場や、多くの方が参加できるしくみについて検討していきます。

1 施策2 いきがいのある暮らしへの支援

2 ●施策概要

高齢者が地域の中でいきいきと活躍するために、高齢者の社会参加や地域での活動を支援する機能の充実を図ります。また、区民による自主活動への支援や、社会参加の機会につながる講座やイベント等を開催することにより、いきがいを持って暮らせる環境づくりを進めます。

3 ①現状とこれまでの取組

4 <拠点の整備>

- 5 ●区では、高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点として、シニア活動館や地域交流館を整備し、令和8（2026）年度現在、シニア活動館4館、地域交流館15館を運営しています。シニア活動館は50歳以上、地域交流館は60歳以上の方を対象とし、指定管理者制度を活用した運営により、様々な講座を展開したり、団体活動支援を行っています。
- 9 ●高齢者の集会・娯楽のほか健康増進に向けた活動の場として、令和3（2021）年10月に中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペース（ささえーる中落合）を整備し、60歳以上の方を対象として高齢者のいきがいづくりや地域交流、介護予防等を支援する「地域支え合い活動」のための事業を実施しています。
- 13 ●令和4（2022）年度より順次、シニア活動館においても高齢者の生きがいづくりや地域交流、介護予防等を支援する「地域支え合い活動」のための事業を展開し、令和7（2025）年度から全てのシニア活動館（4館）で「地域支え合い活動」を実施しています。引き続き、団体の状況、地域の実情やニーズを把握したうえで、地域とのコーディネート等を行っていきます。

18 <イベント・講座等の開催>

- 19 ●長寿を祝う敬老会、高齢者間の交流や健康保持を目的としたいきいきハイキング、日頃の活動の発表の場としての高齢者福祉大会を実施しています。高齢者のふれあいのきっかけやいきがいのある暮らしづくりに向け、様々な機会を支援しています。
- 22 ●ライフアップ講座や生涯学習フェスティバル等を実施し、高齢者の外出機会や仲間づくり等に寄与しています。また、子どもから高齢者まで誰もが参加できるコミュニティスポーツ大会を開催し、地域におけるスポーツ活動の振興と地域社会の活性化を図っています。

25 <活動支援>

- 26 ●高齢者クラブは令和8（2026）年度現在、89クラブ、会員3,725人となっており、区ではこれらのクラブ活動費用の助成を行っています。令和4（2022）年度より、高齢者クラブの活動内容等は区のデジタルサイネージやぬくもりだよりで紹介し、高齢者クラブの会員の加入促進につなげています。
- 30 ●「ふれあい・いきいきサロン」は、外出機会の少ない高齢者、障害者、子育て中の方など地域に住む住民同士の情報交換や多世代交流、子育て中の不安解消などを目的に開かれています。新宿区社会福祉協議会では、「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発、立ち上げや運営を支援しています。また、コロナ禍で休止していたサロンが再開した一方、運営する活動者や参加者の高齢化などにより活動休止中のままのサロンもあります。活動再開に向け、講座の案内等、情報提供をするなどの支援を行っています。

1 ②課題

2 <拠点の整備>

3 ●高齢者の社会参加やいきがいくりの拠点については、建物の老朽化が進んでおり、今後の
4 維持管理や運営方法について検討していく必要があります。また、老朽化等により既存施設
5 の改修や建て替えを検討する際には、これまでの拠点が持つ機能に加え、新たな視点を踏ま
6 えた整備の方向性について検討することが求められます。

7 <イベント・講座等の開催>

8 ●参加者が横ばい、減少している事業も一部みられることから、区民ニーズにあったイベント
9 や講座等に向けて、参加者のニーズや活動者の参画ニーズを把握していく必要があります。
10 また、イベントや講座参加者は女性が多い傾向があることから、男性の参加を促進するた
11 めの取組も必要です。

12 ●普段から地域コミュニティに参画している方だけでなく、地域との関わりがあまりない方
13 にも届くよう周知を行い、参加を促進する必要があります。そのためには、興味関心の高い企
14 画や社会参加のきっかけとなる講座等を実施していく必要があります。

15 <活動支援>

16 ●高齢者クラブは、年々高齢化が進み、クラブ数・会員数とも減少する傾向にあるため、会員
17 の加入促進を強化していく必要があります。

18 ●新たな居場所の立ち上げや運営支援等の相談は、従来の「ふれあい・いきいきサロン」だけ
19 ではない、多様な「通いの場」として活動する形態が増えています。既存サロンには参加者・
20 活動者の減少や、運営する活動者の高齢化の問題等により休止したままのサロンもあります。
21 区と新宿区社会福祉協議会が連携し、「ふれあい・いきいきサロン」や「通いの場」などを
22 含め、新たな居場所やその運営支援が求められています。

23 ③今後の取組の方向性

24 <拠点の整備>

25 ●引き続きシニア活動館や地域交流館、ささえーる中落合の適正な管理・運営を行い、高齢者
26 がいきがいを持って暮らせる環境づくりを進めていきます。また、老朽化等により既存施設
27 の改修・建て替えを検討する際には、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高
28 齢者の健康及び福祉の増進を図る機能に加え、誰もが地域の中で支え合う「地域支え合い」
29 の視点を踏まえ、整備の方向性を検討していきます。

30 <イベント・講座等の開催>

31 ●外出機会や仲間づくり、交流機会の場と捉え、いきがいのある暮らしにつながるイベント・
32 講座等を継続実施します。また、参加者のニーズ把握に努め、区民と協働して実施内容や実
33 施方法などを工夫することにより、より多くの区民の参加・参画を促進するとともに、男性
34 向けの講座を開催する等、男性の社会参加を促進するための取組を引き続き進めます。

35 <活動支援>

36 ●高齢者クラブが継続的に活動できるよう、各クラブが抱える運営上の課題等への相談業務を
37 行うとともに、会員及び支援者の増加等に向けて、活動内容等を周知していきます。

1 ●「ふれあい・いきいきサロン」などの通いの場への参加は、地域の中で緩やかなつながりを
2 持ち、新たな地域活動への参加に発展するなど、高齢者の孤立を防ぎ、いきいきと暮らす機
3 会となっています。新宿区社会福祉協議会と連携し、高齢者の社会参加を促進するような居
4 場所づくりを行うため、既存の通いの場や地域活動への支援の中で実態把握をし、高齢者の
5 生活様式の変化に即した、地域における新たな通いの場の立ち上げ相談・運営支援に取り組
6 みます。

7

1 施策3 就労等の支援

2 ●施策概要

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター（高年齢者の方を対象とした無料職業紹介所「新宿わく☆ワーク」）や公益社団法人新宿区シルバー人材センターなど高齢者の就業等に関わる機関との連携を強化し、高齢者の就労意欲や求職者ニーズに対応した就業機会の拡大、支援などに向けた取組を推進します。

3 ①現状とこれまでの取組

4 <高齢者の就業支援>

5 ●公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターでは、高年齢（概ね55歳以上）の方を対象
6 に無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）を開設しています。令和5（2023）年度の就職
7 者数は128人、令和6（2024）年度の就職者数は127人、令和7（2025）年度
8 の就職者数は89人となっています。

9 ●公益社団法人新宿区シルバー人材センターにおける、令和5（2023）年度から令和7（2
10 025）年度までの会員数と就業実人員は、下記のとおりです。（別途表とグラフ）

11 ●令和8（2026）年度から新規申込者の入会決定までの期間を短縮することで、新規会員
12 の就業意欲と能力を最大限に生かし、発注者の需要に対応するなど、会員の増加及び就業機
13 会の拡大に取り組みました。また、会員への配分金等のお知らせなどの郵送を廃止し、会員
14 と事務局相互の情報発信・共有のツールである「smile to smile」での送付
15 を開始し、デジタル化を推進することで、会員の利便性を高めるとともに、センターの効果
16 的・効率的な業務の構築を進めました。

17 ②課題

18 <高齢者の就業支援>

19 ●新宿わく☆ワークでは、近年、新規求職者は増加傾向にあり、65歳以上70歳未満の方の
20 割合が最も高くなっています。このため、より年齢層の高い求職者の方を中心に、求人者と
21 のマッチングの可能性を高めていく必要があります。

22 ●これまでのシルバー人材センターのイメージを代表する樹木剪定、襖・障子張りなどの職人
23 仕事や除草などの作業ができる会員は年々少なくなっており、担い手の高齢化・固定化が大
24 きな課題となっています。一方、事務的業務においては高いスキルと豊富な経験を持つ会員
25 が多くいますが、このような力を発揮できる業務依頼は大変少ない状況です。

26 ③今後の取組の方向性

27 <高齢者の就業支援>

28 ●求職者の希望する就業条件等を把握し、求人開拓を進めていきます。また、働きやすい労働
29 条件や労働環境になるよう求人者に提案するなど、求職者と求人者をつなぐ役割も積極的に
30 展開していきます。

31 ●樹木剪定等の担い手における高齢化・固定化の課題については、ベテラン会員に見習いとし
32 て同行する後継者育成をさらに推進します。令和8（2026）年度からは、技術伝承をよ
33 り確実なものとするため、指導にあたるベテラン会員に対して新たに「指導手当」を支給す

1 　　る制度を導入しました。併せて、樹木剪定業務に特化した入会説明会の開催を検討するなど、
2 　　技術継承と新たな担い手の確保に集中的に取り組んでいきます。また、豊富な人材が登録し
3 　　ている強みや魅力の発信を進め、就業機会の拡大を図っていきます。そのほか、高齢者の生
4 　　きがいづくりや社会参加、健康維持・増進につながるよう、会員相互の交流の場やボランテ
5 　　ィア活動のしくみづくりを引き続き進めていきます。

6

1 施策4 【重点施策Ⅱ】 地域で支え合うしくみづくりの推進

2 ●施策概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となって支え合い、高齢者の介護予防活動や日常生活を支援する体制の整備を進めていく必要があります。新宿区における多様な社会資源と、地域で活動する多くの人々による「地域の活力」を生かし、区と区民等が一体となって、高齢者を地域で見守り支え合うしくみづくりを一層推進していきます。

3 ①現状とこれまでの取組

4 <地域支え合いの推進体制づくり>

5 ●区の人口は今後、生産年齢人口の割合が低下する一方、75歳以上の高齢者人口の割合は上
6 昇すると予測されています。また、一人暮らし高齢者についても、増加が見込まれています。
7 高齢者を取り巻く環境の変化に備え、元気な高齢者をはじめとした地域の担い手による、見
8 守りや支え合いが一層重要となります。

9 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、地域のつながりについて、一般高齢
10 者では86.5%、要支援・要介護認定者では82.3%、第2号被保険者では88.7%
11 の方が「必要あり」と考えていますが、「実感あり」と回答した方の割合は、一般高齢者では
12 52.1%、要支援・要介護認定者では49.7%、第2号被保険者では40.5%となっ
13 ています。

14 ●新宿区社会福祉協議会に区全域を担当する第1層生活支援コーディネーター、各地域型高齢
15 者総合相談センターに日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターをそれぞ
16 れ配置し、地域におけるニーズの把握、住民主体の団体や関係機関との関係づくり、担い手
17 の育成等に連携して取り組んでいます。また、区民や地域の関係機関で構成する「新宿区生
18 活支援体制整備協議会」では、地域の通いの場などの地域資源の把握や、生活支援コーデ
19 ィネーターが考える地域の課題や強みについて、意見交換や協議を行いながら、地域支え合
20 いのしくみづくりに向けた検討を進めています。

21 ●地域支え合いの普及啓発を目的として、地域で活動する様々な団体や大学等と連携し、多世
22 代の区民を対象とした「地域支え合い普及啓発イベント」を実施しています。また、地域支
23 え合いの普及啓発と、「通いの場」等の担い手となる住民の育成・支援を目的として、普及啓
24 発講座や担い手養成講座を実施しています。イベントに参加した方等、地域支え合いに興味
25 に持った方に対して、実際の活動や普及啓発講座をご紹介しますなど、活動開始への支援をす
26 るとともに、多様な世代の方が担い手として活躍できるような講座を実施しています。

27 ●薬王寺地域ささえあい館を拠点として、ささえーる中落合及びシニア活動館にて様々な世代
28 を対象とした「地域支え合い活動」の担い手養成講座を開催し、「地域支え合い活動」を展開
29 しています。講座の修了生による「地域支え合い活動」を目的とする高齢者等支援団体は約
30 60団体立ち上げられており、団体数は着実に増加しています。高齢者等支援団体による活
31 動では、幅広い年齢層の参加者を募ったイベントや講座の開催、地域の保育園や子育てひろ
32 ばで絵本の読み聞かせ活動を行う等、多世代での支え合いの輪が広がっています。

33 <地域支え合い活動への参加・継続支援>

34 ●ふれあい・いきいきサロン、地域安心カフェ、高齢者クラブによる見守りや、高齢者等支援
35 団体による多世代交流の活動、食事サービスグループによる高齢者への食事の提供など、多

1 様な主体が様々な形で、地域の高齢者を支えています。また、高齢者を地域で支える担い手
2 等が活動を立ち上げ、継続できる環境を整備するため、地域で活動を希望する区民に対し、
3 活動の立ち上げから継続まで、包括的な支援を行っています。

4 ●ボランティア活動のきっかけづくりと継続的な活動を支援するため、施設ボランティアや地
5 域見守り協力員等へボランティア・ポイントを付与しています。令和7（2025）年度か
6 らは、区が実施する介護予防事業での活動等をポイント付与の対象に追加する等、対象活動
7 を7活動から13活動に拡充しました。

8 ●地域で活動しようとする団体の活動場所の確保を支援するために、区内の様々な地域で空き
9 スペースを提供しています。また、「新宿区医療・介護・障害・通いの場情報検索サイト（さ
10 がせーる新宿）」では、「通いの場」などの地域資源を一元的に把握し、情報を提供すること
11 で、高齢者の暮らしに役立つ情報を見つけられるほか、健康づくりや介護予防など、身近な
12 地域での社会参加を支援しています。

13 ●高齢者及び介護者の交流や相談の場として定期的に開催されている地域安心カフェについ
14 て、広報新宿等による周知やボランティア向けの研修を行うことにより、運営を支援してい
15 ます。

16 ●区内に居住する高齢者の介護予防や福祉を増進することを目的とした活動、「地域支え合い
17 活動」を行う団体等にその活動経費の一部を助成することで、それぞれの活動が長く続くき
18 っかけとなるように支援しています。

19 ●社会貢献活動を行う多様な主体との協働を推進するとともに、協働推進基金を活用して、N
20 PO等の団体が実施する地域課題の解決に向けた事業への助成を行っています。

21 <多様な主体による見守り体制の充実>

22 ●75歳以上の一人暮らし高齢者のうち、高齢者向け情報紙「ぬくもりだより」の訪問配布に
23 による見守りを希望する方を対象に、配布員が毎月2回訪問し、安否確認及び見守りを行って
24 います。

25 ●75歳以上の一人暮らし又は75歳以上の高齢者のみの世帯等のうち、見守りを希望する方
26 を対象に、地域見守り協力員が定期的に訪問し、安否の確認及び見守りを行う事業を、新宿
27 区社会福祉協議会に委託して実施しています。地域見守り協力員は、高齢者の安否確認だけ
28 ではなく、訪問時は直接対面して見守り活動を行うことで、高齢者は安心感が増し、孤立感
29 の軽減になっています

30 ●新聞販売店や郵便局等、高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として、通
31 常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を高齢者総合相談センターへ連絡する等、地
32 域における支え合いの輪を広げています。

33 ●75歳以上の高齢者のうち、後期高齢者医療や介護保険サービス等の利用がない方を対象と
34 した安否確認を、3年ごとに実施しています。

35 ●地域の高齢者見守り活動に関わる民生委員・児童委員、情報紙の配布員、高齢者見守り登録
36 事業者、新宿区社会福祉協議会及び地域ボランティア等による区民参加型の「高齢者見守り
37 支え合い連絡会」を開催し、意見交換等を行いながら、地域における見守り支え合いの充実
38 を図っています。

39 ●高齢者見守りキーホルダー事業を実施し、道に迷って保護されたときや外出先や自宅で倒れ
40 たときなどに、高齢者総合相談センターが連絡を受け、迅速な身元確認を行っています。

②課題

<地域支え合いの推進体制づくり>

●高齢化、単身化が進む中、地域で自分らしく安心して暮らし続けるには、介護サービス等の充実に加え、元気な高齢者をはじめとした、地域を支える担い手の存在が重要となります。

「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、一般高齢者で36.2%、要支援・要介護認定者では21.8%、第2号被保険者では33.2%が「地域支え合い活動」にお世話役として参加意向ありとなっています。一方で、一般高齢者で61.8%、要支援・要介護認定者では40.5%、第2号被保険者では60.6%が、地域支え合い活動に参加者としての参加意向あり、となっていることから、「地域支え合い活動」に参加意向のある方が、実際に活動に参加し、さらには担い手としても活動できるよう支援する必要があります。

●地域における高齢者の課題やニーズは、日常生活圏域ごとにそれぞれ異なるため、それぞれの地域（日常生活圏域）の実情に即した支え合いのしくみづくりを、区民が主体となって進めていく必要があります。そのためには、日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターと、区全域を担当する第1層生活支援コーディネーターとが連携し、地域を支える担い手の育成や、地域で活動する団体等、多様な主体への支援を引き続き行っていく必要があります。

<地域支え合い活動への参加・継続支援>

●民生委員・児童委員、ボランティア、高齢者見守り登録事業者等による地域の力を生かした支援体制の強化を図るとともに、地域を支える担い手への支援の充実を図っていく必要があります。

●「地域支え合い活動」にお世話役として参加する意向のある方を具体的な活動につなげるため、講座の開催や地域における活動のコーディネートを行うなど、安心してボランティア活動に参加するための支援に、引き続き取り組んでいく必要があります。また、気軽に「地域支え合い活動」に参加できるよう、「地域支え合い活動」についての普及啓発を行っていく必要があります。

●「地域支え合い活動」団体等が、活動を継続・発展していけるよう、情報交換できる機会の提供や団体活動の周知等、団体が抱える悩みや工夫等を共有することができるしくみづくりを継続していく必要があります。

<多様な主体による見守り体制の充実>

●一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対応し、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるため、見守り体制のさらなる充実を図る必要があります。

●高齢者の見守りを強化するため、情報紙の配布員や高齢者見守り登録事業者等の見守り活動中に得た情報や安否確認が必要な異変等を、速やかに高齢者総合相談センターへ連絡できるよう、引き続き見守りの担い手に周知していく必要があります。

●支え合い活動としての見守り訪問を望まない高齢者も増えています。高齢者が安心して生活していくための、新たな見守り体制が必要です。

1 ③今後の取組の方向性

2 <地域支え合いの推進体制づくり>

3 ●世代に関わらず一人ひとりが役割を持ち、互いに助け合い、支え合う「地域支え合い活動」
4 をさらに推進していきます。「地域支え合い活動」の普及啓発や多世代での交流など様々な
5 形の地域支え合いを広げることで、互いに支え合いながら住み慣れた地域でいつまでもいき
6 いきと暮らせる地域づくりを進めていきます。

7 ●第1層生活支援コーディネーターや第2層生活支援コーディネーター、新宿区社会福祉協議
8 会の地区支援担当が連携し、多様な世代のニーズと地域活動とのマッチングや新たな通いの
9 場の創出、地域の団体や関係機関とのネットワークづくりなどを推進するとともに、地域の
10 高齢者等と社会とのつながりや地域活動への参加を支援していきます。

11 ●各地域ならではの支え合いのしくみづくりやネットワーク構築を推進するため、日常生活圏
12 域（特別出張所単位）ごとに、区民が主体となって地域の課題などを話し合う場を、今後設
13 けていきます。こうした協議の場を通じて、地域の実情に即した、より具体的な取組につな
14 がるよう支援していきます。

15 ●高齢者を取り巻く複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、様々な機関の協働によ
16 り総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。

17 <地域支え合い活動への参加・継続支援>

18 ●「地域支え合い活動」やボランティア活動の参加者を引き続き支援するとともに、「地域支え
19 合い活動」やボランティア活動に興味を持つきっかけをつくるために、普及啓発イベントの
20 実施等により、多様な世代への地域支え合いの普及啓発を行っていきます。

21 ●地域支え合い活動の既活動者が新たな参加者を増やしていくための働きかけを行うことや、
22 未活動者が新たに参加の一步を踏み出せるよう活動を受け入れる側の活動団体やグループ
23 を継続して支援します。

24 ●高齢者が参加できる「通いの場」を確保するため、その運営を担う区民に対し、活動の立ち
25 上げやコーディネート、活動の継続支援など、第1層生活支援コーディネーター及び新宿区
26 社会福祉協議会の地区支援担当が中心になって包括的に行うとともに、担い手の育成も併せ
27 て進めていきます。

28 ●「通いの場」の活動場所として使用できる空きスペースの情報や、「新宿区医療・介護・障
29 害・通いの場情報検索サイト（さがせる新宿）」など、高齢者が必要な情報を得られる環境
30 を引き続き整えていきます。

31 <多様な主体による見守り体制の充実>

32 ●高齢者見守り支え合い連絡会の開催や、高齢者総合相談センターと民生委員・児童委員、ボ
33 ランティアや高齢者見守り登録事業者等との連携により、地域での支え合いのネットワーク
34 を充実していきます。

35 ●現在の多様な主体による見守り体制を継続しつつ、ICTの活用等による効果的な見守り体
36 制や、現在の見守り活動や支え合いのネットワークから外れてしまっている、現状の高齢者
37 の生活様式に合った新たな見守り体制を検討していきます。

1 施策5 介護者への支援

2 ●施策概要

介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、要介護高齢者への支援のみならず、介護者の身体的、精神的負担を和らげるための支援が必要です。介護者同士の交流の促進や、介護者に向けた相談体制の充実により、介護者支援の取組を進めていきます。

3 ①現状とこれまでの取組

4 <介護者同士の交流の促進>

- 5 ●現在高齢者を介護している方や介護経験のある方が集まり、介護についての情報交換や日頃の介護の悩みを語り合う場として、区内に12か所（認知症介護者家族会を含む）の家族会があります。また、家族会を運営するボランティアの養成も行っています。さらに、家族会を広く普及啓発するため、広報新宿やSNSなどによる周知に加え、家族会の開催日時や場所をわかりやすく掲載したリーフレットを作成し、配布しています。

10 <介護者負担の軽減>

- 11 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の在宅介護実態調査によると、介護者への支援として、区に力を入れてほしいこととして、「家族など介護者のリフレッシュのための制度」が37.3%と最も多く、次いで「介護に関する相談機能の充実」が28.9%、「医療に関する相談機能の充実」が23.9%、となっています。
- 15 ●地域型高齢者総合相談センターでは、介護に関心のある区民の方を対象に、介護者講座を開催しています。介護に関する知識や技術の習得を目的とし、介護者の負担軽減にも役立つように、アンケート等を活用して介護者のニーズに沿った内容・テーマで実施しています。
- 18 ●認知症の方を介護する方の不安や健康状態について、専門医による認知症介護者相談を行っています。
- 20 ●区の独自事業として、ヘルパーを派遣する「介護者リフレッシュ支援事業」を実施しています。毎年度、着実に利用者が増加しており、介護者の負担を軽減するとともに元気回復等につながっています。
- 23 ●仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスをめざし、子育て支援・介護支援・地域活動支援等を推進している企業の認定を行っています。また、働く環境の整備促進のため、企業に向けたセミナー、コンサルタント派遣等の支援も行っています。

26 ②課題

27 <介護者同士の交流の促進>

- 28 ●介護者を家族会につなげ、精神的負担感の軽減や介護者同士の交流を促進する取組を進めていく必要があります。また、家族会を継続的に運営するボランティアを養成していくことも、重要な課題です。

31 <介護者負担の軽減>

- 32 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の在宅介護実態調査によると、主な介護者の介護負担感は、「負担である」、「どちらかといえば負担である」を合わせて65.3%となって

1 います。その理由として、「精神的負担が大きいこと」が65.7%と最も多く、次いで「肉
2 体的な負担が大きいこと」が55.0%となっており、さらなる介護者負担の軽減が求めら
3 れています。

- 4 ●介護者講座は、介護者のニーズに沿った内容で参加しやすい講座にしていく必要があります。
- 5 ●介護者の身体的・精神的負担感を軽減していくために、ヤングケアラーを含めた家族介護者
6 支援の相談先として高齢者総合相談センターを周知していく必要があります。

7 ③今後の取組の方向性

8 <介護者同士の交流の促進>

- 9 ●家族会に多くの介護者が参加できるよう様々な周知を行っていきます。また、家族会を継続
10 的に運営していくために、引き続きボランティアを養成していきます。

11 <介護者負担の軽減>

- 12 ●介護者講座については、アンケート等を活用するなど、介護者のニーズを把握した上で幅広
13 い内容・テーマで実施していきます。
- 14 ●介護者や介護に関心のある区民に向けた講演会を開催する等、介護者の精神的負担を軽減し、
15 支援の輪を広げる取組を行っていきます。
- 16 ●高齢者総合相談センターのリーフレット等を用いて、ヤングケアラーを含めた家族の介護の
17 悩みなども気軽に相談できる場として高齢者総合相談センターを周知していきます。また、
18 仕事と介護の両立支援に関する相談支援マニュアルを活用し、相談機能の向上を図ります。
- 19 ●専門医による認知症介護者相談をはじめとする相談体制の充実により、引き続き、介護者の
20 精神的負担のさらなる軽減を図ります。
- 21 ●ワーク・ライフ・バランスの概念を、イベントや啓発誌等で区民向けに引き続き周知してい
22 きます。また、区内のワーク・ライフ・バランス推進認定企業の増加のため、特に中小企業
23 へはコンサルタント派遣等の支援を強化することで、区民や従業員が仕事と介護や子育てを
24 両立できる環境を整備していきます。

1 施策6 【重点施策Ⅲ】 認知症高齢者への支援体制の充実

2 ●施策概要

認知症高齢者が、できる限り住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らし続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実、認知症高齢者やその家族等への支援、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図ります。そして、地域において認知症についての理解をさらに広め、認知症高齢者を含む誰もが尊厳と希望をもって暮らせる「共生社会」の実現に取り組んでいきます。

3 ①現状とこれまでの取組

4 <認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実>

- 5 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査によると、「認知症の症状がある
6 または家族に認知症の症状がある人がいる」と回答した方は12.5%でした。また、「自
7 身や家族が認知症になったときのことについて、考えたことがある」と回答した方は55.
8 5%となっています。そのほか、令和2（2020）年の国勢調査の人口等基本集計結果に
9 よると、区の65歳以上一人暮らし率は34.0%で、高齢者の約3人に1人が一人暮らし
10 という結果になっています。
- 11 ●地域型高齢者総合相談センター10所に設置している認知症初期集中支援チームにおいて
12 複数の専門職が関わることで、認知症が疑われる高齢者を早期発見・早期診断につなげ、医
13 療や介護サービスの利用に結びつける体制の充実を図っています。
- 14 ●認知症サポート医を中心に、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと連携して、かかりつけ医
15 や認知症高齢者に関わる機関向けに「認知症診療連携マニュアル」を作成し、地域の関係機
16 関が連携して認知症高齢者を支援していく体制を強化しました。
- 17 ●認知症・もの忘れ相談を実施し、認知症やもの忘れに不安のある高齢者やその介護者が身近
18 な場所で相談できる体制を整備しています。

19 <認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり>

- 20 ●認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を配置し、認知症の相談体制を充実さ
21 せるとともに、認知症高齢者と介護者を地域で支える体制づくりを推進しています。
- 22 ●認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援を実施することで、認知症高齢者の
23 個々の状態に即した対応方法について専門的助言を受けられる体制を整備し、高齢者総合相
24 談センターの認知症に係るコーディネート機能の向上を図っています。
- 25 ●認知症の方やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを結びつけるしくみであるチーム
26 オレンジを令和7（2025）年度までに2チーム立ち上げ、活動しています。
- 27 ●区が保護している身元不明者の身元が一定期間を経過しても判明しない場合、警視庁の「身
28 元不明迷い人台帳」に搭載する情報を提供するなど、早期の身元確認に努めています。
- 29 ●65歳以上の高齢者への見守りキーホルダーの配布や、東京都が運用している「行方不明認
30 知症高齢者等情報共有サイト」を活用して、認知症高齢者が道に迷って保護されたときや行
31 方不明になったときなどの早期発見、早期解決に努めています。
- 32 ●一人暮らしの認知症高齢者に対し、調理・洗濯・買い物などの家事援助や、通院介助・食事
33 介助・排泄介助などの身体介護を行うヘルパーを派遣する「一人暮らし認知症高齢者への生活

1 支援サービス」を提供することで、地域で自分らしく生活していくことができるよう支援し
2 ています。

3 <認知症への理解を深めるための普及啓発の推進>

- 4 ●地域全体で認知症高齢者を支えるしくみづくりとして、認知症サポーター養成講座を開催し
5 ています。令和7（2025）年12月末現在、3万1,700人を超える認知症サポーター
6 が誕生しています。講座に関心のある方が申込みにつながるよう、講座の紹介動画を作成
7 し区ホームページで周知しています。
- 8 ●認知症サポーター養成講座を受講し、区内での活動を希望した方を、認知症サポーター活動
9 者（オレンジの輪）として登録し、地域での認知症の普及啓発等の活動を推進しています。
- 10 ●認知症講演会や認知症サポーター養成講座等で認知症高齢者本人の想いを伝えるなど、当事
11 者の気持ちを反映させた普及啓発を実施しています。
- 12 ●認知症についての正しい理解や対応の仕方、医療やサービス等の情報を掲載した、「認知症
13 安心ガイドブック」を作成・配布しています。
- 14 ●精神保健講演会の中で若年性認知症をテーマとして取り上げ、疾病の理解や周囲の支援に関し
15 ての普及啓発を行っています。また、若年性認知症予防に関する普及啓発チラシを作成し、特
16 定健診対象者への健診案内に掲載する等、疾病に対する理解とその予防について啓発していま
17 す。

18 ②課題

19 <認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実>

- 20 ●認知症の出現リスクは、年齢が上がるほど増加する傾向があり、認知機能低下がみられる高
21 齢者を早期発見・早期診断に結びつけていく必要があります。また、診断を受けた後の不安
22 や悩みを解消できるよう、認知症高齢者の方への様々な支援・サービスの情報を診断後の早
23 い時期から提供し、利用を図っていく必要があります。
- 24 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の在宅介護実態調査によると、認知症の介護で
25 必要と思うことを聞いたところ、「医療的な支援（認知症の進行に合わせた適切な指導・助言
26 等）」が53.8%と最も多く、次いで「介護保険などの公的サービス」が53.3%となっ
27 ています。地域のかかりつけ医や高齢者総合相談センターなど、医療、福祉、介護の専門職
28 が連携するとともに、認知症高齢者が早期に相談できる体制を推進していく必要があります。

29 <認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり>

- 30 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査によると、自身が認知症にな
31 っても大切にしたいこととして、「家族とよい関係を保つこと」が58.7%、「いつまでも
32 住み慣れた自宅で生活できること」が50.4%となっています。認知症高齢者が自分らし
33 く暮らしていくことを地域全体で支援していくために、認知症の方やその家族の支援ニーズ
34 と、認知症サポーターを結びつけていく必要があります。

35 <認知症への理解を深めるための普及啓発の推進>

- 36 ●認知症高齢者を支えるしくみづくりとして、認知症高齢者への支援体制や日常生活の対応・
37 工夫などの情報提供を行っていくことが必要です。
- 38 ●認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多く

1 の人にとって身近なものとなっています。認知症の方のご意見や気持ちの発信を支援するな
2 ど、認知症への正しい理解をさらに進めていく必要があります。

- 3 ●若年性認知症は働き盛りで発症するため、ご本人やご家族にとって身体的・精神的・経済的
4 負担が大きく、総合的な相談支援が必要です。病気に関する知識や相談窓口の周知を、広く
5 行っていく必要があります。

6 ③今後の取組の方向性

7 <認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実>

- 8 ●複数の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが、認知症の早い段階からの支援を行
9 うことで、認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援を充実させます。また、認知
10 症と診断された高齢者に対し、早期から利用できる支援・サービスの情報提供を行い、不安
11 や悩みの解消を図るとともに、引き続き医療や介護サービスの利用につなげていきます。
- 12 ●「認知症診療連携マニュアル」を地域の関係機関に配布するとともに、認知症保健医療福祉
13 ネットワーク連絡会を活用することで、医療、福祉、介護の専門職の連携を推進していきま
14 す。
- 15 ●認知症やもの忘れを心配している高齢者やその家族が身近な場所で相談できるように、高齢
16 者総合相談センターや認知症・もの忘れ相談について、さらなる周知を図ります。

17 <認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり>

- 18 ●認知症の方やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを結びつけるしくみであるチーム
19 オレンジの取組を引き続き実施しながら、活動が他の地域にも広がるように検討を進めてい
20 きます。
- 21 ●高齢者総合相談センターが、認知症サポート医から専門的助言を受けることで、認知症に係
22 るコーディネート機能をさらに向上させていきます。

23 <認知症への理解を深めるための普及啓発の推進>

- 24 ●地域全体で認知症高齢者を支援する体制づくりを進めるため、区内在住、在勤、在学の幅広
25 い方を対象とした認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症サポーター活動（オレ
26 ンジの輪）登録者とともに地域における積極的な普及啓発に取り組んでいきます。
- 27 ●若年性認知症の知識や相談窓口等について、講演会の開催やチラシの配布等により、引き続
28 き普及啓発を実施していきます。

1 施策7 高齢者総合相談センターの機能の充実

2 ●施策概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化に向けて、高齢者総合相談センターの相談体制のさらなる充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を通じた関係機関との連携を強化し、地域ネットワークの充実を図ります。

3 ①現状とこれまでの取組

4 【高齢者総合相談センターの概要】

5 ●介護保険法に位置付けられている「地域包括支援センター」について、高齢
6 者に関する総合的な相談支援の窓口であることが区民にわかりやすいよう、
7 区では「高齢者総合相談センター」の名称で、共通のロゴマーク（サイの絵）
8 で周知しています。



9 ●区内には、特別出張所所管の10区域すべてに「日常生活圏域」を担当する地域型高齢者総
10 合相談センターが設置されています。これらの地域型高齢者総合相談センターを業務面で統
11 括・調整・支援する機能として、新宿区役所には基幹型高齢者総合相談センターを配置して
12 います。

13 ●高齢者総合相談センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの資格を持っ
14 た職員が、それぞれの専門性を活かし、総合相談・権利擁護・包括的支援等を実施していま
15 す。

16 【相談体制の充実】

17 <運営体制>

18 ●地域型高齢者総合相談センターは、担当地域の高齢者人口に応じた人員を配置し、地域の中心
19 的な相談機関として機能強化・体制整備を図ってきました。地域型高齢者総合相談センタ
20 ーにおける相談件数は、令和7（2025）年度●●件と、年々増加傾向にあります。

21 ●区は、地域型高齢者総合相談センターに対し事業実施方針を示すとともに業務マニュアルを
22 定め、年1回の実地調査において運営状況の確認と指導を実施することにより、業務の標準
23 化とサービスの向上を進めています。

24 ●基幹型高齢者総合相談センターが中心となり、専門職種別・事業別の連絡会や研修を開催す
25 ることにより地域型高齢者総合相談センターへの後方支援を行い、相談支援の質の向上を図
26 っています。

27 <総合相談支援業務>

28 ●高齢者に関するどのような相談にもワンストップで対応し、適切なサービスや関係機関につ
29 なぐとともに、積極的なアウトリーチ（訪問相談）により、継続的な支援を実施しています。

30 ●基幹型高齢者総合相談センターに認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を
31 配置しています。また、地域型高齢者総合相談センター10所に認知症地域支援推進員を配
32 置するとともに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者の早期発見・
33 早期診断・診断後の支援体制の充実を図っています。

- 高齢者総合相談センターに医療連携担当者を置き、「在宅医療と介護の交流会」に参加するなど、在宅療養支援のための連携体制を構築しています。
- 日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センターへの弁護士の派遣協力を得て、法的視点からの助言に基づいた相談支援を実施しています。

<権利擁護業務>

- 高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、通報受理の窓口として、関係機関等と連携を図りながら虐待への対応を行っています。
- 新宿区社会福祉協議会内に設置している新宿区成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続の支援を行っています。
- 新宿消費生活センター等と連携し、消費者被害に関する情報を地域で周知し、被害防止に向けて取り組んでいます。また、被害に遭った高齢者を早期に発見し、再発防止のための継続的な相談支援を行っています。

<ケアマネジャーへの支援>

- ケアマネジャーに対して各種情報提供を行うとともに、地域においてケアマネジャーと関係機関が連携体制を構築できるよう支援しています。
- ケアマネジャーのケアマネジメントにおける質の向上のため、同行訪問などの個別支援を行うとともに、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）と協働で研修を実施する等、運営支援を行っています。
- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」のケアマネジャー調査では支援困難と感じたケースは、「精神疾患のあるケース（本人やその家族）」が52.5%と最も多く、次いで「サービスの受け入れを拒否されるケース」と「家族全体に生活課題を抱えるケース」が共に44.0%となっています。また、聞き取り調査では、ケアマネジャーのシャドーワークやカスタマー・ハラスメントによる負担の増加などの声が上がっています。このような支援困難ケースを抱えるケアマネジャーへの個別支援を行っています。

【地域ネットワークの構築】

- 地域型高齢者総合相談センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズを把握するとともに、個別の相談支援や関係機関とのネットワーク構築につなげています。また、地域の社会資源（医療機関やNPO、ボランティア等の関係機関）を把握し、相談支援に活用しています。
- 「見守り支え合い連絡会」をはじめとする関係機関との連絡会を通じて「顔の見える関係」を構築し、連携を強化しています。
- 地域型高齢者総合相談センターでは、多職種協働による個別型地域ケア会議及び日常生活圏域型地域ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じたケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築を推進しています。また、区は地域ケア推進会議を開催し、区全域における地域課題の整理と横断的なネットワークの構築を推進しています。

1 ②課題

2 【相談体制の充実】

3 <運営体制>

4 ●区の高齢者人口は総人口の約2割近くになっており、今後も75歳以上人口の増加が見込ま
5 れる中、単身高齢者世帯が増加傾向にあり、日常生活上の不安や健康、介護、住まい、終活
6 等に関する相談ニーズは、今後さらに高まることが予想されます。頼れる身寄りのいない高
7 齢者は、日常生活上の困りごとや健康状態の変化があっても支援につながりにくく、課題が
8 深刻化・複合化してから顕在化する傾向がみられます。

9 ●65歳への年齢到達により障害者福祉制度から高齢者福祉制度へ移行する方に加え、生活困
10 窮者、セルフ・ネグレクト、ヤングケアラーやひきこもり傾向のある介護者を含む世帯など、
11 支援を必要とする方の背景や課題は多様化しています。こうした状況の中で、支援ニーズは
12 制度や分野の枠を超えて、複雑化・複合化する傾向が一層強まっています。

13 ●今後も、個別の課題に応じた支援に加え、世帯全体を見据えた包括的な支援や、支援の必要
14 性の早期把握等が重要となるため、高齢者総合相談センターは、関係機関との連携を一層強
15 化し、重層的な支援ニーズに的確かつ継続的に対応できる体制の充実を図っていく必要があ
16 ります。

17 <高齢者総合相談センターの認知度>

18 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査では、高齢者総合相談センタ
19 ーの名称を「知っている」という回答は、52.1%と初めて半数を超えた一方、第2号被
20 保険者調査では31.7%に留まり、高齢者が困りごとの早期段階から相談につながるため
21 には、多世代に向けた高齢者総合相談センターの認知度を高める取組が必要です。

22 <総合相談支援業務>

23 ●認知症高齢者への支援にあたっては、かかりつけ医及び地域の認知症サポート医をはじめと
24 する関係機関との連携を強化し、適切なサービスや地域資源情報を提供するなど、高齢者総
25 合相談センターのコーディネート機能を向上させる必要があります。

26 ●在宅療養支援については、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域のかかりつけ医、在
27 宅医及び在宅医療相談窓口とより密接に連携しネットワークを強化する取組が必要です。

28 <権利擁護業務>

29 ●高齢者虐待に関して、対応の標準化・迅速化、法的な視点を踏まえた対応力の向上が必要で
30 す。

31 ●頼れる身寄りのいない高齢者に関する相談については、日常生活に関することのみならず、
32 入院・入所や死後事務等に関する不安が複合的に表れやすく、相談内容の整理や関係機関と
33 の調整を要するケースが増加しています。高齢者総合相談センターにおいては、こうした相
34 談に対し、既存の相談支援機能を活用しながら、必要に応じて関係機関等につなぐ役割を適
35 切に果たしていくことが求められています。

36 <ケアマネジャーへの支援>

37 ●高齢者本人や家族が精神疾患を抱えるケース、医療受診やサービスの受け入れの拒否、ハラ
38 スメントがある等、ケアマネジャーが支援困難と感じるケースが増えており、ケアマネジャ

1 ーが適切なケアマネジメントを提供できるよう引き続き支援する必要があります。また、シ
2 ャドネットワークが増えており、ケアマネジャーの負担軽減のための支援を行う必要があります。

3 **【地域ネットワークの構築】**

4 ●高齢者総合相談センターが、継続的に社会資源の把握や情報更新を行い、ネットワークを強
5 化することにより、見守りや支援を必要とする高齢者の情報が集まり、適切な支援につな
6 がる環境づくりを進めることが必要です。

7 ●高齢者総合相談センターは、地域ケア会議等の開催とともに、地域へ積極的にアプローチす
8 ることにより地域で活動する多様な担い手との協力関係を広げ、地域に不足する社会資源の
9 把握・創出につなげる取組を進める必要があります。

10 **③今後の取組の方向性**

11 **【相談体制の充実】**

12 **<運営体制>**

13 ●地域で活動する多様な担い手との協働を進め、より強固な地域ネットワークを構築するとと
14 もに、相談件数や業務量の増加に対応していくため、引き続き地域型高齢者総合相談センタ
15 ーの運営体制の充実を図ります。

16 ●区の実地調査や外部評価、研修等を通じて地域型高齢者総合相談センターの取組状況を継続
17 的に確認し、質の向上に取り組むなど、地域特性に応じた相談体制を整備します。また、ヤ
18 ングケアラー等の重層的な支援ニーズに対応するための関係機関との連携強化に向け、指導
19 と運営支援を行っていきます。

20 ●基幹型高齢者総合相談センターが、地域型高齢者総合相談センターへの後方支援や総合調整
21 等を行うことにより、区全体の高齢者総合相談センター業務の効果的な運営体制を強化して
22 いきます。

23 **<高齢者総合相談センターの認知度>**

24 ●パンフレット、広報媒体、多世代拠点等を活用し、高齢者だけでなく、地域の多様な団体や
25 多世代へ向けて高齢者総合相談センターのさらなる周知を図ります。また、高齢者総合相談
26 センターは、アウトリーチによる相談支援や、地域の関係機関等とのネットワーク強化に取
27 り組むことにより、地域での認知度を高めていきます。

28 **<総合相談支援業務>**

29 ●高齢者総合相談センターが、認知症サポート医から専門的助言を受けることで、認知症に係
30 るコーディネート機能をさらに向上させていきます。

31 ●在宅療養を支援するために、医療を中心にしたコーディネート機能を担う在宅医療相談窓口
32 と連携を図り、一体となって取り組みます。また、医療と介護の密接な連携体制づくりを進
33 めるため、「在宅医療と介護の交流会」に引き続き参加し、病院、訪問看護ステーションなど
34 幅広い関係機関と地域ごとに顔の見える連携を強化していきます。

35 **<権利擁護業務>**

36 ●「新宿区高齢者虐待対応マニュアル」等に基づき、虐待への標準化した判断基準を的確に運
37 用することで、虐待の相談・通報窓口として早期発見・把握、未然防止に努めるとともに、

1 日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、法的な対応力
2 の向上を図ります。

- 3 ●新宿区社会福祉協議会や新宿区成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁
4 護事業を必要とする高齢者に対して、適正活用を推進するとともに、頼れる身寄りのいない
5 高齢者の日常生活や入院・入所等の手続き支援、死後事務支援等に関して、高齢者総合相談
6 センターが相談内容を整理し、必要に応じて関係機関等につなぐ役割を果たしていきます。

7 <ケアマネジャーへの支援>

- 8 ●対応が困難なケースへの同行訪問や利用者への適正なサービス利用の啓発、地域ケア会議の
9 開催等により、関係機関と連携してケアマネジメントできるようケアマネジャーへの個別支
10 援を行っていきます。

- 11 ●区全体のケアマネジャーの質の向上のため、引き続きケアマネジャーネットワーク新宿連絡
12 会（ケアマネット新宿）と協働で研修を実施するとともに、会議等を活用し、介護保険サー
13 ビスや区の制度の情報提供をすることで、運営を支援していきます。

14 【地域ネットワークの充実】

- 15 ●高齢者総合相談センターは、地域の社会資源の把握をさらに進めて相談業務に活用するとと
16 もに、地域ケア会議の開催や、地域のネットワーク構築に資する会議や活動への積極的な参
17 加により、社会資源の発掘や、地域包括ケアシステム推進のためのネットワーク強化を図り
18 ます。また、基幹型・地域型センターと関係機関が協働し、地域住民や住民主体の団体等と
19 のネットワークも含めた、地域全体での支え合い体制の強化に取り組んでいきます。

1 施策8 介護保険サービスの提供と基盤整備

2 ●施策概要

多様化するニーズに対応した質の高い介護保険サービスを提供するため、サービスの提供体制を確保していきます。介護人材の育成・確保に加え、介護保険サービス事業者を支援し、地域密着型サービスを整備するほか、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、特別養護老人ホームの整備を進めます。また、介護保険サービスの適正利用を促進するため、事業者への指導や、利用者に向けた制度説明などの周知活動を行います。

3 ①現状とこれまでの取組

4 <地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備>

5 ●要支援・要介護認定者数及び介護保険サービス総給付費の現状は、介護保険制度が創設され
6 た平成12（2000）年度と令和7（2025）年度の実績を比較すると、高齢者の増加
7 に伴い、要支援・要介護認定者数は約2.8倍、介護保険サービス総給付費は約●倍に増加
8 しています。増加しています。➡[給付費確定後記載見直し](#)

9 ●高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、通い・訪問・宿泊を組み合わせて利用す
10 る小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスを重
11 点的に整備すると同時に、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地を活用した
12 特別養護老人ホームの整備を進めています。

13 ●新宿区第三次実行計画（令和6（2024）～9（2027）年度）での整備目標数は、小
14 規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）10所、認知症高齢者グルー
15 プホーム15所、ショートステイ12所でしたが、令和7（2025）年度末までの整備状
16 況は、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）10所、認知症高齢
17 者グループホーム13所、ショートステイ12所となっています。

18 <介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保>

19 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査によると、介護保
20 険サービスの利用満足度について、総合的な利用満足度は86.9%となっています。

21 ●区内の介護保険サービス事業者等で組織される「新宿区介護保険サービス事業者協議会」へ
22 の支援や、事業者向けの研修「新宿ケアカレッジ」でサービスの質の向上を目的とした研修
23 を行い、介護人材の育成を進めています。

24 ●介護従事職員の働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保・定着を図るため、福祉避難
25 所の指定を受けた区内民間の地域密着型サービス事業所に対して、介護従事職員の宿舍借り
26 上げを支援し、住宅費負担を軽減しています。また、これまで介護の仕事をしたことのない
27 方々にも介護の仕事を知ってもらい、介護人材確保につなげていけるよう、介護の仕事の魅
28 力・やりがいを紹介する講座、介護人材入門的研修及び「おしごと相談会」を実施していま
29 す。

30 ●地域包括ケアを推進する上で、ケアマネジャーはサービスのコーディネーターとして重要な
31 役割を担います。そこで、集団指導等において「新宿区におけるケアマネジメントに関する
32 基本方針」について説明しています。

1 <適正利用の促進>

2 ●要介護認定の公平・公正を確保し、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、要介護認定
3 に必要な認定調査票の点検や、認定調査員を対象に認定調査の知識を深めるための研修を行
4 っています。

5 ●適正なサービス提供を促進するため、介護保険サービス事業所への指導等を行うとともに、
6 報酬請求内容やケアプランの点検などを実施し、不適切な報酬請求には返還を求めています。
7 また、利用者に対しては、適正なサービス利用についての冊子の配布などにより、普及啓発
8 を図っています。

9 ●介護サービスに関する利用者からの苦情に対応しています。苦情の原因として多い項目は、
10 「サービスの質」「従事者の態度」「説明・情報の不足」となっています。→直近データ確定
11 後、記載見直し

12 <介護保険制度の趣旨普及>

13 ●区民への介護保険制度の周知を図るため、「介護保険べんり帳」を作成し、配布しています。
14 また、「新宿区医療・介護・障害・通いの場情報検索サイト（さがせる新宿）」では、利用
15 者がサービス提供事業者を選択する際に参考となるよう、事業者の基本情報や事業者所在地
16 の地図情報などを提供しています。

17 ●介護に対する理解や認識を深める取組として、新宿区介護サービス事業者協議会と共催で、
18 介護に関する講座や福祉用具等の展示などを行う「しんじゆく介護の日」介護福祉展を開催
19 しています。

20 ②課題

21 <地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備>

22 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、要支援・要介護認定者調査において76.
23 7%の方が「介護が必要になっても可能な限り自宅で生活を続けたい」という意向を持って
24 いることから、在宅での生活を支えるためのサービスを充実させる必要があります。

25 ●地価の高い都心部での施設整備は、用地の確保が困難であるため、事業者の参入が難しく整
26 備が進まない現状があります。また、施設サービスは一人当たりの給付費が高額となるため、
27 保険制度の中では保険料に影響を与えることとなり、給付と負担のバランスを考慮する必要
28 があります。

29 <介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保>

30 ●介護保険サービス事業者が、法令や基準に基づき適正なサービス提供を行っていくとともに、
31 より質の高いサービスを提供できる介護人材を育成・確保することが必要です。また、各職
32 種がそれぞれの専門性を高め、関係機関との連携を強固にしていくことが必要です。

33 ●事業者によっては、研修体制が整っていないなど、自社で研修を実施することが難しい状況
34 にあります。

35 ●団塊ジュニア世代が全て65歳以上になる令和22（2040）年に向けてさらに介護ニー
36 ズが増大し、現役世代が急減することから、介護分野の担い手の人材確保が不可欠です。

37 ●質の高い効率的な介護サービス提供体制を確保するため、介護事業所におけるICT等を活
38 用した業務効率化が喫緊の課題となっています。

1 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の介護保険サービス事業所調査では、介護人材
2 の確保について、若い世代の雇用や新人育成、資格の取得支援が課題となっています。また、
3 区内の約4割の事業所で外国人が就労していますが、コミュニケーションや文化、生活習慣
4 への理解等が課題になっています。

5 ●在宅サービスの利用需要は高まっており、今後も認定者数の増加に伴い、一層の需要増が見
6 込まれる状況にあるため、区内事業所のヘルパー確保策を進めていく必要があります。

7 ●地域包括ケアにおけるケアマネジャーの役割やケアマネジメントの基本方針は、ケアマネジ
8 ャーをはじめ、介護保険サービス事業者に広く周知していく必要があります。

9 <適正利用の促進>

10 ●認定調査は要介護認定の基礎となる資料であり、全国一律の基準に基づき、公平公正で客観
11 的かつ正確に行うことが必要です。そのため、利用者への適正な認定調査の実施及び調査内
12 容の十分な点検が求められています。一方で、要介護認定における申請から認定までの期間
13 は、原則として30日以内とされていますが、現状では当該期間を超えていることが課題と
14 なっています。

15 ●適正なサービス提供や利用を促進するためには、介護保険サービス事業者に、より複雑化し
16 ている介護保険制度を正しく理解してもらうことが必要です。介護保険サービス事業者が効
17 率的に正しい情報を得られるよう、区による的確な情報発信が求められています。

18 ●サービスの質の低下や説明不足等による苦情が発生しないよう、介護保険サービス事業者は、
19 日頃から丁寧なサービス提供を心がける必要があります。また、介護現場では利用者や家族
20 による介護職員へのハラスメントに苦慮する事例も発生しており、課題となっています。

21 <介護保険制度の趣旨普及>

22 ●介護保険制度は制度開始以来、検討が加えられ、見直しを行った結果、サービスの内容や利
23 用方法、費用などが変更されてきています。それらを利用者に対して、よりわかりやすく説
24 明していく必要があります。

25 ③今後の取組の方向性

26 <介護保険サービスの基盤整備>

27 ●介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、各種の介護保険サービスの
28 提供体制を整備していきます。

29 ●地域密着型サービスについて、引き続き民有地等を活用した認知症高齢者グループホームの
30 整備を図っていきます。

31 ●高齢者数や要介護認定者数の増加や、特別養護老人ホームの入所待機者数の動向を踏まえ、
32 在宅生活が困難となっても住み慣れた地域での生活が続けられるよう、施設整備計画を進め
33 ていきます。

34 <介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保>

35 ●介護保険サービス事業者の創意工夫ある自主的な取組で、多様化するニーズに対応した質が
36 高く適正なサービス提供が実現できるように、事業者への支援を推進していきます。

37 ●事業者向け研修「新宿ケアカレッジ」を実施し、介護従事者のスキルアップや各種加算の取
38 得支援等を行い、介護サービスの質の向上や従事者の処遇改善を支援していきます。また、

1 外国人介護従事者のコミュニケーションスキルの向上や、文化・生活習慣等の理解への支援
2 や、新人職員の育成支援により、介護人材の育成・確保を図っていきます。

3 ●引き続き、介護従事職員の働きやすい職場環境を実現するため、介護従事職員の宿舍借り上
4 げを支援するとともに、より広い裾野から区内介護サービス事業所への介護人材の参入及び
5 確保を図るため、介護の仕事に興味を持つ方に向けて入門的研修事業を実施します。

6 ●介護福祉士資格取得等費用助成事業を実施し、介護福祉士をはじめとした介護に関する資格
7 取得の支援を行い、ヘルパーや専門性の高い人材の確保を行っていきます。

8 ●「新宿区におけるケアマネジメントに関する基本方針」を介護保険事業計画に掲載するとと
9 もに、集団指導や介護保険サービス事業者向けのホームページで周知することにより、地域
10 包括ケアにおけるケアマネジメントの基本理念について、ケアマネジャーをはじめとする介
11 護保険サービス事業者の理解を促進します。

12 ●利用者本人、区市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を電子
13 的に共有、活用できる「介護情報基盤」を活用することにより、これまで紙を使ってアナロ
14 グにやりとりしていた情報を電子で共有できるようにし、情報共有の迅速化及び業務の効率
15 化を図ります。

16 <適正利用の促進>

17 ●適正な認定調査を実施するため、認定調査員を対象とした専門知識を深めるための研修を実
18 施していきます。また、調査内容の点検を確実にを行うため、引き続き職場内研修等を充実さ
19 せ専門的知識を有する職員の資質向上を図り、適切な要介護認定を行っていきます。

20 ●要介護認定における申請から認定までの期間については、介護情報基盤等を活用し、介護認
21 定審査会で必要な主治医意見書等の資料や、被保険者証を電子で共有することにより、期間
22 の短縮を図ります。

23 ●毎年度策定する指導計画に基づき計画的に運営指導を行うほか、オンラインを活用すること
24 により全介護保険サービス事業者に集団指導を行い、適正なサービス提供を促進していきま
25 す。

26 ●介護保険サービス事業者に丁寧なサービス提供の重要性を周知していくとともに、苦情が寄
27 せられた場合には、原因分析やサービスの改善策等について指導します。また、介護現場に
28 おける利用者や家族による介護職員へのハラスメント対策について、介護サービス事業者を
29 支援するとともに、利用者に対する啓発を進めていきます。

30 <介護保険制度の趣旨普及>

31 ●区ホームページや各種パンフレットの発行、高齢者総合相談センターやケアマネジャーによ
32 る制度説明など周知活動を引き続き行い、介護保険制度についての理解を高め、適切なサー
33 ビス利用につなげます。

34 ●「しんじゅく介護の日」のイベントなどにより、介護保険制度を身近に感じていただけるよ
35 う周知を図ります。

1 **施策9** 自立生活への支援（介護保険外サービス）

2 ●施策概要

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、介護保険サービスとともに、介護保険では対応していない多様なサービスにより、日常生活へのきめ細かな支援や見守り等を行うことが必要です。高齢者の地域での生活を支援するため、新宿区独自の介護保険外サービスを実施し、周知と利用促進を図っていきます。

3 ①現状とこれまでの取組

4 <介護保険外サービスの安定的な提供>

- 5 ●高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支援するために、介護保険サービスに加え、高齢者
6 の多様なニーズに対応できる様々な介護保険外サービスを、区独自に実施しています。各サ
7 ービスの相談及び申請は、11か所の高齢者総合相談センターで行っています（一部のサー
8 ビスの申請は特別出張所等でも受け付けています）。
- 9 ●高齢者の在宅生活を支援するために、配食サービス、理美容サービス、寝具乾燥消毒サービ
10 ス、回復期生活支援サービス、補聴器・敬老杖の支給を実施しています。また、高齢者及び
11 介護者の経済的負担軽減のために、おむつ費用の助成を行っています。
- 12 ●高齢者が安心して在宅で生活するために、緊急通報システムの貸し出しや火災安全システム
13 の給付、見守りキーホルダーの配布を行っています。緊急通報システムでは、ICTを活用
14 して高齢者の見守り体制を強化するため、令和5（2023）年度より見守りセンサーを追
15 加しました。急病で倒れるなどして自ら発報できないときも、一定時間センサーが動きを感
16 知せず電話にも出られない場合は、警備会社の現場派遣員や救急車等が駆けつけます。
- 17 ●認知症高齢者を重点的に支援するために、一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービスを実
18 施しています。また、高齢者を在宅で介護する方を支援するために、介護者リフレッシュ支
19 援事業、徘徊高齢者探索サービス、緊急ショートステイ事業を実施しています。
- 20 ●住み慣れた家で自立した日常生活を送るための支援として、高齢者住宅設備改修給付事業、
21 自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業を実施しています。また、介護保険の通所系サ
22 ービス利用者等への支援として、通所介護等食費助成事業を実施しています。
- 23 ●高齢者が適切にサービスを受けられるよう、物価高騰による影響にも配慮しながら、適宜、
24 事業内容の見直しを図っています。これまで、受給資格要件の拡大、助成上限額の引上げ、
25 受給者負担の軽減、利用時間帯の拡大等、サービス間の整合を図りつつ、より利用しやすい
26 サービスとする変更を実施しました。
- 27 ●高齢者サービスや相談窓口等について、わかりやすく活用しやすい情報を提供する総合情報
28 冊子「高齢者暮らしのおたすけガイド」を作成・配布し、サービスの利用につなげています。

29 ②課題

30 <介護保険外サービスの安定的な提供>

- 31 ●新宿自治創造研究所「研究所レポート2023NO. 1」年齢区分別将来推計人口の推移に
32 よると、令和7（2025）年と令和17（2035）年の比較で、高齢者人口（65歳以
33 上）は6.7万人から7.3万人に増加する見通しです。このことから、高齢者人口の増加
34 に対応し、介護保険外サービスを継続して提供していく必要があります。

1 ●高齢者が地域で自分らしく在宅生活を継続していく上で、必要なサービスを適切に利用できるよう、制度の周知を進めていく必要があります。

3 ③今後の取組の方向性

4 <介護保険外サービスの安定的な提供>

5 ●介護保険外サービスの利用状況を踏まえつつ、介護保険外サービスの内容を適切に検討し、
6 安定的に提供していきます。

7 ●高齢者本人やその介護者のみならず、ケアマネジャーや医療機関等に対し、制度を積極的に
8 周知することで、サービスの利用を促進します。

9

1 施策10 在宅療養支援体制の充実

2 ●施策概要

住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の連携推進などにより、在宅療養体制を引き続き強化します。また、高齢者や高齢者を支える世代が自宅等の様々な場における療養のイメージを持ち、人生の最終段階について前もって考え、話し合うことや、医療・介護サービスなどを積極的に利用することなどにより希望する場所での在宅療養が可能であることを実感できるように、広く普及啓発を行います。

3 ①現状とこれまでの取組

4 <在宅療養体制の充実>

- 5 ●自宅に限らず、介護老人福祉施設のほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の住まいの場は多様化しています。
- 7 ●区内には、在宅療養に不安がある患者に対して、在宅復帰に向けた治療やケアを行う地域包括ケア病棟を備える病院が3病院、小規模な施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問（介護）」、施設に「泊まる」サービスに加えて、「訪問看護」も組み合わせて利用できる、看護小規模多機能型居宅介護事業所が2施設あります。また、退院支援を強化する病院が増えるほか、診療報酬においても病院と地域の連携が強化されてきています。
- 12 ●訪問診療を実施する一般診療所数は、令和元（2019）年は72か所、令和6（2024）年は76か所と微増しています。
- 14 ●関係団体、医療関係機関、介護関係機関等が連携を深める取組を重ね、在宅療養を支えるネットワークが充実してきています。「65歳以上人口10万対診療所による看取りの実施件数」は、平成29（2017）年の月44件から、令和5（2023）年には月67.3件へと1.5倍に増加しています。
- 18 ●区では、在宅医療相談窓口、がん療養相談窓口、在宅歯科相談窓口を設け、医療を中心とした専門的な相談に応じています。また、がん療養相談窓口では、がんで家族や友人などを亡くされた方のグリーフ（悲嘆の）ケアも行っています。
- 21 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」のケアマネジャー調査では、在宅医療相談窓口、がん療養相談窓口について、「知っている（活用はしていない）」が最も多くなっています。介護サービス事業所調査でも、在宅医療相談窓口についてはケアマネジャー調査と同様に「知っている（活用はしていない）」が最も多くなっています。一方、がん療養相談窓口については、「知っている（活用はしていない）」と「知らない」が同率となっています。
- 26 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査において、「自宅での療養は実現可能だと思うか」について、「実現可能だと思う」は26.1%となっており、大幅に増えた前回調査と比較して横ばいの状況となっています。
- 29 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査において、介護が必要になった場合の生活場所について、「可能な限り自宅で生活を続けたい」が最も高くなっています。「可能な限り自宅で生活を続けたい」と回答した人のうち、「実現が可能だと思う」の回答は35.5%で、大幅に増えた前回調査と比較して横ばいの状態となっています。
- 33 ●在宅医療を支える複数主治医制の推進や多職種のネットワーク構築のために、新宿区医師会が「新宿区医療連携システム（新宿きんと雲）」を運営しています。歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーションなどの各団体がシステムを活用し情報共有や意見交換を図り、多職種

1 連携が進んでいます。また、在宅医療の24時間体制構築の推進のために、新たに連携タブ
2 レットによる在宅患者見守りシステム（見守りタブレット）の運用も開始しました。

3 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の在宅医療・介護連携を推進するために必要だ
4 と思うこととして、「医療・介護の関係者で、情報通信技術（ICT）を使用した利用者情報
5 の共有を行うこと」が、ケアマネジャー調査では53.9%、介護サービス事業所調査では
6 36.3%となっています。いずれの調査においても、情報共有を行いたい場面としては「急
7 変時の対応」が最も高くなっています。

8 ●コロナ禍で構築した医療・介護・福祉が一体となったネットワーク会議を継続し、情報共有
9 や意見交換を通じて、医療と介護の連携強化を図っています。

10 ●急性期・回復期病院においては、急性期・回復期リハビリテーションが実施されています。
11 区民の誰もが住み慣れた地域で自立した生活を継続するために、多職種が連携し、その人の
12 状態に適した事業につないでいく、リハビリテーション相談体制の整備を開始しました。

13 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査において、口腔機能の低下し
14 ている高齢者割合の全体平均は23.7%で、前回調査よりも1.4ポイント低くなってい
15 ます。

16 ●地域学習会やイベントなどの機会を捉え、摂食嚥下機能の低下について早めに気づき対応す
17 ることができるよう、啓発を行っています。

18 <在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

19 ●多職種連携の推進を目的にした研修会や医療と介護の交流会の開催などにより、地域の連携
20 が進んできています。また、各専門職団体が主催する研修会などにより、それぞれの職種で
21 スキルアップが図られています。

22 ●病院職員を対象とした実習研修に参加した看護師への実施後アンケートでは、全員が「今後
23 の業務に活かすことができる」と回答しており、高い満足度が得られています。一方、介護
24 職員を対象とした実習研修については、申込みがほとんどない状況が続いています。

25 <在宅療養・ACPに対する理解の促進>

26 ●在宅療養シンポジウムは、ドキュメンタリー映画と併せて区の在宅療養支援体制を伝えるこ
27 となどにより、よりわかりやすく普及啓発を図ることができました。また、複数の参加者か
28 ら、一人暮らしの場合、在宅療養やACPに対して誰に相談し、どのように取組んでいけば
29 よいかという意見がありました。

30 ●地域学習会では、開催時間の工夫や、病院との共催などにより、在宅療養の体制やサービス
31 内容の他、本人の望む最期や人生の最終段階における医療について、日頃から周囲と話し合
32 っておくこと（アドバンス・ケア・プランニング＝ACP 愛称：人生会議）などの重要性
33 を、高齢者を支える幅広い世代にも普及啓発しました。

34 ●「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査、要支援・要介護認定者調査、
35 第2号被保険者調査、介護保険サービス事業所調査のいずれにおいても、ACPについて「知
36 らない」と回答した割合が最も高く、前回調査より1～8ポイント上昇しています。

37 ●がん患者・家族のための講座を開催し、知識の普及とともに同じ健康不安やつらさを語り合
38 う場を設けています。

1 ②課題

2 <在宅療養体制の充実>

3 ●かかりつけ医を持つ必要性をさらに啓発するとともに、かかりつけ医・在宅医、病院勤務医
4 など複数の医師が役割分担を明確にして連携し、区民が質の高い医療を切れ目なく受けられ
5 る体制（複数主治医制）を引き続き推進していくことが必要です。

6 ●在宅医療・介護は、多職種が様々な時間帯に支援を行うため、情報通信技術（ICT）を活
7 用し、患者の日常の様子や状態の変化を速やかに把握するほか、急変時にも対応できるシス
8 テムを併せることで、24時間体制の構築を推進していく必要があります。

9 ●今後、がんやその他の疾患で医療と介護が必要な高齢者が増えることが予測されます。「新
10 宿さんと雲」や「見守りタブレット」を含めた様々な手段で、状況や目的に応じた多職種連
11 携を図り、頼り頼られる関係を強化していく必要があります。

12 ●地域リハビリテーションの一つとして、フレイル予防も含めたりハビリテーション事業が区
13 内で数多く実施されています。フレイル予防に関わる多職種が連携し、その人の状態に適し
14 た事業につないでいくため、地域の資源情報の把握と相談対応のフローを作成する必要があ
15 ります。

16 <在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

17 ●医療職と介護職の相互理解を深めるためには、医療職が介護に関する情報や知識を持つとと
18 もに、介護職が医療に関する情報や知識を持つことが必要です。また、多職種が参加し、相
19 互理解につながる研修会を継続的に開催していく必要があります。

20 ●研修会や交流会については、参加しやすい時間帯の設定や情報通信技術（ICT）を活用す
21 るなど実施手法を工夫し、新しい参加者を増やしていく必要があります。

22 <在宅療養・ACPに対する理解の促進>

23 ●オンラインミーティングツールなどの情報通信技術（ICT）を活用し、高齢者に限らず幅
24 広く介護を担う世代も対象に、看取りも含めた在宅療養についての普及啓発を継続していく
25 必要があります。

26 ●少人数での地域学習会を計画的に実施することで、引き続きACPについて丁寧に普及啓発
27 を図る必要があります。特に一人暮らし高齢者が多いという、区の特徴も踏まえ、受講者が
28 我がこととして考えられるような内容としていく必要があります。

29 ③今後の取組の方向性

30 <在宅等における療養支援体制の充実>

31 ●関係団体、医療関係機関、介護関係機関等との協議を重ね、区の特徴である一人暮らし高齢
32 者にとっても、住み慣れた地域で安心して「看取り」までできる在宅等における療養支援を
33 推進します。

34 ●在宅医療相談窓口やがん療養相談窓口の役割、相談対応等をわかりやすく周知し、気軽に活
35 用してもらえるよう、区民や医療・介護関係機関に積極的に働きかけていきます。

36 ●様々な支援機関が相互に連携し、誰もが適切なリハビリテーション事業につながるよう、地
37 域リハビリテーション支援センターと連携し、相談等の支援体制を推進していきます。

- 1 ●イベントなどの機会を捉え、新宿ごっくん体操の啓発や、摂食嚥下機能支援ツールの紹介、
2 相談窓口を周知することなどにより摂食嚥下機能を支援する活動を継続していきます。
- 3 ●在宅医療と介護の連携を推進するために、情報通信技術（ICT）等を活用し、各関係団体、
4 関係機関、特に医師、歯科医師、薬剤師とケアマネジャーとの連携をさらに進める取組を行
5 います。また、病院職員・訪問看護師、介護事業所職員などの多職種の、顔の見える関係か
6 ら、顔がわかり、頼り、頼られる関係を目指し、研修等の工夫を行います。
- 7 ●がん患者とその家族等の負担を軽減し、必要な支援を受けながら安心して治療や療養ができ
8 るよう、区内の相談支援窓口が定期的に連絡会を持つこと等により情報を共有し、切れ目の
9 ない相談支援体制を構築していきます。
- 10 ●がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化に対する悩みや、治療と仕事・学業の両立など、
11 がん患者が治療を受けながら自分らしく社会生活を送ることができるよう支援していきま
12 す。

13 <在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

- 14 ●医療職と介護職が、ACPを含めた、在宅等での「看取り」を支援するために必要な研修会
15 や交流会などを通して相互理解を深め、高齢者が地域で最期まで暮らし続けられるようにし
16 ていきます。
- 17 ●病院の医療職やソーシャルワーカーなどが具体的に在宅療養を知ることで、病院職員と地域
18 の関係機関が在宅療養について共通のイメージを持ち連携を深めることができるよう、実習
19 方法を検討しながら継続的に実施します。

20 <在宅療養・ACPに対する理解の促進>

- 21 ●高齢者や高齢者を支える幅広い世代に対して、区内の在宅医療の現状や在宅等における療養
22 支援ネットワークの実例を紹介するなどにより、区民が自宅等様々な場での療養のイメージ
23 を持ち、希望する場所での療養について実感できるよう広く普及啓発していきます。
- 24 ●本人の望む最期や人生の最終段階における医療について、日頃から話し合っておくことが重
25 要です。「人生会議」のハンドブックなどを活用し、高齢者や高齢者を支える幅広い世代に対
26 して、普及啓発を継続していきます。

27

1 施策11 高齢者の権利擁護の推進

2 ●施策概要

高齢者が尊厳を持っていきいきと暮らすことができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、成年後見制度の利用を促進します。また、高齢者の虐待防止及び早期発見を図り支援につなげるなど、高齢者の権利擁護のための取組を進めます。

3 ①現状とこれまでの取組

4 <成年後見制度>

- 5 ●区では、成年後見制度の推進機関として、新宿区社会福祉協議会内に「新宿区成年後見セン
6 ター」を平成19（2007）年7月2日から設置しています。さらに、令和3（2021）
7 年度からは、同センターを国の基本計画における地域連携ネットワークの「中核機関」とし
8 て位置付け、弁護士や司法書士、医師や福祉関係者等の関係機関と連携した支援体制の強化
9 を図っています。
- 10 ●新宿区成年後見センターでは、制度普及のための広報や講座の実施、専門家による相談支援、
11 市民後見人の養成・活動支援、親族後見人への申立て前から受任後までの一貫した支援を行
12 うとともに、新宿区社会福祉協議会が実施する法人後見（法定・任意）事業と連携し、成年
13 後見制度の利用促進を図っています。
- 14 ●成年後見制度利用に係る申立費用の助成や成年後見人等への報酬助成を実施し、制度利用に
15 伴う費用負担の軽減を図っています。
- 16 ●判断能力が十分でなく、身寄りが無い等の理由で、申立てをする人がいない高齢者に対し
17 ては、区長が申立人となって家庭裁判所へ審判の請求を行い、成年後見制度が利用できるよう
18 支援しています。
- 19 ●判断能力はあるものの、認知症等により必要な福祉サービス等の利用手続や金銭管理等が自
20 分だけでは難しい方を対象に、新宿区社会福祉協議会で「地域福祉権利擁護事業」の利用に
21 よる支援をしており、判断能力の状況に応じて成年後見制度の利用につなげるなど、成年後
22 見制度との連携を図っています。
- 23 ●高齢者総合相談センターは、新宿区成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権
24 利擁護事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続の支援を行っています。

25 <虐待の早期発見・相談・未然防止>

- 26 ●高齢者総合相談センターは、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、通報・相談の窓口と
27 して、地域や関係機関等と積極的に連携を図りながら対応しています。なお、通報の受理件
28 数は増加傾向にあり、身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄など、多様な虐待が確認されて
29 います。高齢者虐待に準じる対応が求められるセルフ・ネグレクトなどの事案も発生してい
30 ます。
- 31 ●高齢者総合相談センターへの虐待相談、通報受理後の対応は、「区高齢者虐待対応マニユ
32 アル」に基づき実施しています。地域のケアマネジャーや介護サービス事業者に対しても虐待
33 対応研修等を実施しています。
- 34 ●高齢者総合相談センターは、相談・通報を受理するだけでなく、地域の関係機関とネット
35 ワークをつくり、見守り体制を強化するとともに、高齢者虐待防止に関する広報・普及活動
36 も行っています。

1 <消費者被害の防止>

2 ●悪質商法被害防止ネットワークにおいて、潜在化しやすい高齢者の悪質商法被害の防止・早
3 期発見を図るとともに、注意喚起情報の共有や迅速なあっせん交渉等を通じて被害の拡大防
4 止と救済に取り組んでいます。また、高齢者総合相談センターが把握した被害事例や被害を
5 未然に防止した事例等を関係機関と情報共有しています。

6 ●新宿消費生活センター等と連携し、消費者被害に関する情報を地域で周知し、被害防止に向
7 けて取り組んでいます。また、被害に遭った高齢者を早期に発見し、再発防止のための継続
8 的な相談支援を行っています。

9 <権利擁護の普及啓発とネットワークの構築>

10 ●区民や関係者を対象に権利擁護に関する講演会を開催するとともに、地域型高齢者総合相談
11 センターと関係機関との連絡会等の際に、権利擁護についての情報提供を行うなど普及啓発
12 に努めています。

13 ●高齢者の権利擁護に関わる関係機関や区の関係部署で構成する「高齢者の権利擁護ネットワ
14 ーク協議会」を組織し、課題の検討や情報共有を図っています。

15 ②課題

16 <成年後見制度>

17 ●本人の自己決定権を尊重した成年後見制度の運用が求められています。

18 ●認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加に伴い、頼れる身寄りのない高齢者等からの相談
19 を含め、相談支援件数の増加が見込まれます。支援が必要な世帯の状況は様々であり、多く
20 の生活課題を抱える事例が増加し、相談支援内容も複雑化・多様化しています。成年後見制
21 度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう、継続的な制度の周知とともに、迅速かつ
22 的確な相談支援、市民後見人の養成、費用負担の軽減などにより、さらなる制度の利用促進
23 が求められています。

24 ●頼れる身寄りがいない高齢者等の増加により、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用
25 のニーズに加え、日常生活の支援や入退院時等の支援へのニーズが高まっています。

26 <虐待の早期発見・相談・未然防止>

27 ●虐待通報受理件数は増加し続けており、高齢者と養護者のみの世帯での虐待リスクが高くな
28 っています。また、介入を拒否するセルフ・ネグレクトや、精神状態が安定しない養護者へ
29 の支援が必要と考えられる等、支援困難事例が増加しています。事例ごとの的確に緊急性を
30 判断するとともに、虐待と判別しがたい事例であっても、権利が侵害されていたり、生命や
31 健康、生活が損なわれるような事態が予測されたりする場合には、必要な援助を行っていく
32 必要があります。

33 ●高齢者総合相談センターが虐待通報窓口であることを、地域へ向けて、さらに周知する必要
34 があります。関係機関と連携を深め、早期に虐待を発見し、高齢者総合相談センターへの相
35 談・通報につなげられるしくみを強化していく必要があります。

36 <消費者被害の防止>

37 ●高齢者を狙った詐欺や悪質商法は年々巧妙化しており、対策の強化が求められています。

38 ●今後、悪質商法被害防止ネットワークについて、広く、継続的に周知していくとともに、介

1 護サービス事業者等に参加を促すことが必要です。また、関係機関が連携して高齢者の生活
2 全般を体系的に支援する必要があります。

3 <権利擁護の普及啓発とネットワークの構築>

- 4 ●単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、高齢者の異変に気付きにくくなっていま
5 す。成年後見制度の利用促進、虐待の防止等について、関係機関への情報提供にとどまらず、
6 区民や介護サービス事業者等に周知・啓発を更に進める必要があります。

7 ③今後の取組の方向性

8 <成年後見制度>

- 9 ●地域連携ネットワークの中核機関である「新宿区成年後見センター」が中心となって、引き
10 続き、成年後見制度の周知のほか、関係機関と連携した相談支援等、本人の自己決定権を尊
11 重した総合的な支援を行うとともに、費用助成等による利用促進を図っていきます。さらに、
12 複雑化・多様化する相談支援内容に対応するため、成年後見人等受任者調整について、令和
13 7（2025）年度に検討したしくみを運用していきます。
- 14 ●身寄りのない高齢者等の課題に対しては、「新宿区成年後見センター」が、地域連携ネットワ
15 ークの中核機関としてどのような役割を果たしていけるかを検討します。
- 16 ●市民後見人の養成については、将来的な需要数を見込んだ計画的な養成とともに、研修等を
17 通じて、地域での身近な立場からの後見活動の推進に取り組んでいきます。
- 18 ●新宿区社会福祉協議会が後見人等を受任する法人後見（法定・任意）の実施により、親族以
19 外の第三者後見人等の選択肢を拡充し、さらなる制度利用の促進強化を図ります。
- 20 ●単身高齢者の権利擁護のための取組を進めていきます。

21 <虐待の早期発見・相談・未然防止>

- 22 ●「新宿区高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、虐待への標準化した判断基準を的確に運用
23 するとともに、日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、
24 高齢者総合相談センター職員の法的な対応力の向上を図ります。また、セルフ・ネグレクト
25 等、高齢者虐待に準じる対応が必要な支援困難事例に対応するため、多様な関係機関との連
26 携協力体制の強化を図ります。
- 27 ●ケアマネジャーや介護サービス事業者だけでなく、地域住民等多様な主体が高齢者を見守る
28 ことにより、早期に虐待の相談・通報を受けられるためのしくみを強化していきます。

29 <消費者被害の防止>

- 30 ●悪質商法被害防止ネットワークについては、引き続き、ネットワーク参加事業者数の増に努
31 めるとともに、被害の未然防止・早期発見のため情報提供の強化に取り組んでいきます。ま
32 た、消費者被害の予防・救済に向けて、高齢者総合相談センターと新宿消費生活センターの
33 情報共有を促進し、高齢者の生活全般を体系的に支援できるよう、両センターの連携強化を
34 図っていきます。

35 <権利擁護の普及啓発とネットワークの構築>

- 36 ●高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や介護サービス事業者等を対象にした講
37 演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心を守る、地域支え合

- 1 いのしくみづくりをさらに進めていきます。
- 2 ●「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」の継続的な開催により、関係機関とのネットワー
- 3 クをさらに強化していきます。
- 4

1 施策12 安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援

2 ●施策概要

災害時に、配慮を要する高齢者が適切な支援を受けられるよう支援体制を整備し、「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」を進めます。また、高齢者等が住まいを安定的に確保できるよう、様々な居住支援を行います。さらに、高齢になっても安全・安心な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備と福祉施策の充実による総合的なまちづくりを進めます。

3 ①現状とこれまでの取組

4 <住まいの確保と各種支援>

- 5 ●安心して住み続けられる住環境の形成に向けた基本目標や施策の方向性を示した「第4次新宿区住宅マスタープラン（計画期間：平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）」を策定し、高齢者等の安定した居住を確保できるしくみづくりに取り組んでいます。
- 6 ●区が管理する区立住宅には、高齢者向け住宅や、シルバーピア、障害者向け住宅、ひとり親世帯向け住宅など、様々な世帯構成や年齢等の入居者に応じた住宅があります。また、区内の都営住宅においても、一定数のシルバーピアが確保されています。
- 7 ●高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅を探すことが困難な高齢者等を対象に住み替え相談を行うほか、区と協定を締結する保証会社へのあっせんや家賃等債務保証料の助成を実施しています。また、家主が単身高齢者の入居受け入れに際して抱える不安を軽減するため、入居者死亡時の残存家財整理費用等を補償する保険の保険料を助成するとともに、居住する民間賃貸住宅の取壊し等により転居を余儀なくされた場合には、転居費用の一部を一時金として助成する住み替え居住継続支援を行っています。
- 8 ●学識経験者、不動産関係団体、居住支援団体、区の福祉部門、住宅部門により構成される「新宿区居住支援協議会」を運営し、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、情報共有と連携体制の強化を図っています。また、居住支援法人等が大家と連携し、「①日常の安否確認・見守り」、「②生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ」を行う居住サポート住宅認定制度を令和7（2025）年10月1日より運用し、居住サポート住宅の供給促進を図っています。
- 9 ●耐震化の必要性を周知啓発するとともに、耐震化支援事業の助成制度拡充等を行い、建築物の耐震化に取り組んできました。
- 10 ●区内には、都市型軽費老人ホームが4か所、サービス付き高齢者向け住宅が3か所、民設民営により整備されています。

27 <福祉のまちづくり>

- 28 ●「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定したほか、方針に基づく施策を推進する「新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会」において意見交換及び各施設管理者への働きかけを行うなど、誰もが円滑な移動を確保できるよう区内全域のバリアフリー整備を推進しています。
- 29 ●新宿区UDまちづくりニューズレター、適合証の交付等によるユニバーサルデザインの普及啓発、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく届出や事前協議制度を実施しています。

1 ●鉄道駅の安全性の向上や快適な利用空間整備のため、ホームドア、エレベーターの設置促進
2 を行っています。また、道路・公園のバリアフリー化、バリアフリースイレの整備等を進め
3 るとともに、細街路の拡幅整備などを行うことで、人にやさしいまちづくりを推進していま
4 す。

5 <災害時要援護者対策等>

6 ●継続的な災害時要援護者名簿の登録勧奨とあわせて、災害時に要配慮者が在宅あるいは避難
7 所で生活を継続するために必要な事項等を記載する「要配慮者災害用セルフプラン」の郵送
8 による作成勧奨を行いました。また、高齢者や障害者を対象とした福祉防災の取組を充実さ
9 せるため、福祉避難所ごとの課題を踏まえた運営の検討や開設・運営訓練を実施し、災害時
10 の応急体制の強化を図っています。

11 ●災害時に安否確認等の必要な支援が行えるよう、災害時要援護者名簿を事前に警察・消防・
12 防災区民組織等に配付し、定期的に更新を行っています。

13 ●災害時における安否確認などの支援を行う災害時要援護者名簿登録者には、平成19（20
14 07）年度から家具類の転倒防止器具取付け事業を実施しています。また、災害情報を確実に
15 伝えるため、インターネットを介さない新たな防災ラジオのシステムを令和4（2022）
16 年度に整備し、令和5（2023）年度から運用を開始しました。

17 ●家具類転倒防止対策の推進のため、広報新宿、SNS等による周知のほか、町会・自治会に
18 対し掲示板や回覧板による周知を依頼しました。また、マンション管理セミナーを通じてマ
19 ンション管理組合等への周知や、イベント・訓練等の場でも重要性を周知・啓発しました。

20 ●令和3（2021）年5月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改訂
21 により、避難行動要支援者（在宅人工呼吸器使用者も含まれる）ごとの個別支援計画の作成
22 が区市町村の努力義務とされました。特に在宅人工呼吸器使用者とその家族等が、災害時に
23 必要な備えや適切な行動をとることができるよう計画を作成し、訓練を行ってきました。ま
24 た、緊急時における安全・安心のさらなる強化を図るため、非常用電源装置等の給付も行っ
25 ています。

26 ②課題

27 <住まいの確保と各種支援>

28 ●高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者世帯の住まい確保が困難な状況が継続しています。高
29 齢者や障害者等の条件にかなう民間賃貸住宅の空き物件が少ない中、単身高齢者の孤独死な
30 どに対する家主の不安があることが理由です。

31 ●民間賃貸住宅の賃借人だけでなく家主の高齢化も進んでいます。安定した居住継続を望む
32 高齢者が、それぞれの立場で日常生活における困りごとを相談する窓口やサポートを必要と
33 しています。

34 ●耐震化の必要性が十分には理解されていないことや、耐震化支援事業が十分には認知されて
35 いないことが課題としてあげられます。

36 ●自宅での自立した生活が困難となる低所得高齢者の住まい対策の一つとして、都市型軽費老
37 人ホームを整備することは必要ですが、新宿区は地価が高く土地取得コストが高額になるた
38 め、整備数は4か所となっています。

1 <福祉のまちづくり>

- 2 ●今後も引き続き、鉄道駅のバリアフリールート of 複数化や最短化、区内全駅でのホームドア
3 の整備等、新宿区移動等円滑化促進方針に基づいた取組を進めていく必要があります。
- 4 ●同方針に基づく整備の実施状況等について定期的に確認し、高齢者や障害者等の当事者参加
5 による意見交換などを活用しながら、誰もが円滑に移動できるよう、バリアフリー整備を一
6 層推進することが求められています。
- 7 ●ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備や普及啓発を進めるとともに、高齢者・
8 障害者等が安心して利用できる道路環境の整備を推進する必要があります。
- 9 ●細街路については、拡幅整備の必要性についての周知、啓発に一層取り組み、区民の認識を
10 高めるとともに、引き続き細街路の拡幅に関する協議及び整備を推進していく必要があります。
11 す。

12 <災害時要援護者対策等>

- 13 ●「要配慮者災害用セルフプラン」の普及啓発を継続していくことに加え、福祉サービス事業者
14 と連携した災害対策基本法に基づく個別避難計画の作成にあたって、要配慮者と関係者が話
15 し合う機会の確保など、防災意識の醸成に向けた取組が課題となっています。また、高齢者
16 や障害者を対象とした福祉防災については、実践に即した福祉避難所の開設・運営訓練や、
17 福祉避難所ごとの課題を踏まえた運営の検討が引き続き求められており、災害時の応急体制
18 の強化が課題となっています。
- 19 ●災害時要援護者名簿への登録勧奨とあわせて、引き続き家具類転倒防止対策の重要性を周知
20 し、家具類の転倒防止器具取付け事業を進める必要があります。また、災害時要援護者名簿
21 登録者を対象とした防災ラジオ無償貸与事業については、引き続き周知を進める必要があり
22 ます。
- 23 ●在宅人工呼吸使用者が災害時にも自宅で安心して過ごすためには、電力をはじめとする備蓄品
24 の準備や情報発信ツールの活用、安否確認の方法など個々に合わせたより具体的な計画を
25 作成し、自宅療養を支援する必要があります。また、避難が必要になった場合には、避難先で
26 も安心して過ごせるよう既存の資源を活用した地域の支援体制を拡充する必要があります。

27 ③今後の取組の方向性

28 <住まいの確保と各種支援>

- 29 ●第4次新宿区住宅マスタープランにおいて、高齢者が地域・自宅で住み続けられるしくみづ
30 くりなど、住宅政策に取り組んでいきます。また、第4次新宿区住宅マスタープランの実績
31 を踏まえ、第5次新宿区住宅マスタープラン（計画期間：令和10（2028）年度～令和
32 19（2037）年度）を策定し、引き続き高齢者等が安心して住み続けられるよう住宅政
33 策を推進していきます。
- 34 ●高齢者や障害者等が、制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できるように、区内不動産業団体
35 から派遣された住宅相談員による、空き物件情報の提供を行う住み替え相談を引き続き実施
36 します。また、家賃等債務保証料助成及び残存家財整理費用等の保険への助成制度を引き続
37 き実施するとともに、併せて、各助成制度がより効果的に利用されるよう、様々な周知方法
38 や周知媒体を活用し、利用促進を図ることで民間賃貸住宅への円滑な入居を支援していきま
39 す。

- 「新宿区居住支援協議会」において、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、引き続き情報共有と連携体制の強化を図り、円滑な入居促進に取り組んでいきます。また、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅や居住サポート住宅の確保に向け、検討を進めていきます。
- 耐震化支援事業については、切迫性が高まる首都直下地震に備え、耐震化の意識啓発や助成制度等の情報提供を行い、より一層スピード感を持って、区内の建築物等の耐震化に取り組んでいきます。
- 都市型軽費老人ホームについては、国や都の制度を活用し、民説民営による整備を推進するため、引き続き広報新宿や区ホームページを活用して制度について広く周知を行い、事業者を誘致していきます。

<福祉のまちづくり>

- 鉄道駅のバリアフリールートの複数化や最短化、区内全駅でのホームドアの整備の早期実現に向けて、様々な機会を通じて鉄道事業者に働きかけを行います。
- 新宿区移動等円滑化促進方針に基づき選定した区道について、高齢者や障害者等の当事者参加による意見交換などを活用しながら、計画的な道路のバリアフリー化を図っていきます。
- ユニバーサルデザインまちづくりを推進するため、引き続き、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく制度の内容や様々な情報を、区民や事業者に周知していきます。
- 引き続き建築主等へ細街路拡幅の協力要請を行うとともに、他の施策と連携した啓発事業を進めていきます。

<災害時要援護者対策等>

- 要配慮者災害用セルフプランの普及啓発を継続して行うとともに、福祉サービス事業者と連携し、災害対策基本法に基づく個別避難計画の作成を進めることで、防災意識の向上を図っていきます。また、福祉避難所の開設・運営訓練を実施し、実践的な体制づくりを進めることで、災害時の応急体制を一層強化していきます。
- 災害時要援護者名簿の登録勧奨、家具類転倒防止対策の重要性を周知するとともに、家具類の転倒防止器具取付け事業を継続して実施していきます。
- 災害時に安否確認等の必要な支援が行えるよう、事前に警察・消防・防災区民組織等に災害時要援護者名簿を配付し、定期的に更新を行っていきます。また、災害時要援護者名簿登録者を対象とした防災ラジオ無償貸与事業については、確実に情報伝達ができるよう、さらに周知を進めていきます。
- 在宅人工呼吸器使用者が、安全で安心した療養生活を送ることができるよう、災害時個別支援計画の全数作成をめざします。
- 人工呼吸器の緊急時用電源として、非常用電源装置等の給付を継続し、発災後おおむね12時間以上の自助での電源確保を進めていきます。
- 在宅人工呼吸器使用者とその家族等が、孤立することなく災害時も住み慣れた地域で過ごせるよう、情報発信ツールの活用等の検討を進めます。